目次

＜経営管理権集積計画の作成等＞ 1
別記様式第１号（経営管理権集積計画） 1
別記様式第２号（意向調査（第５条関係）（模範例）） 3
別記様式第３号（経営管理権集積計画の作成申出（第６条）） 5
別記様式第４号（経営管理権集積計画の対象森林としない旨の通知（第６条）） 6
別記様式第５号（権利移転等を行う場合の市町村への通知（第４条第２項第６号）） 7
別記様式第６号（経営管理権集積計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例）） 8
別記様式第７号（計画を定めた際に行う公告（第７条）） 9
別記様式第８号（経営管理権集積計画に関する備考）） 10
＜経営管理権集積計画の取消し＞ 11
別記様式第９号（計画を取り消した際の公告（第９条）） 11
別記様式第 10 号（計画を取り消した際の通知（第９条）） 12
別記様式第 11 号（計画を取り消す際の通知（第９条）） 13
別記様式第 12 号（双方の合意によって計画を取り消した際の公告） 14
別記様式第 13 号（双方の合意によって計画を取り消した際の通知） 15
別記様式第 14 号（経営管理権集積計画を取り消すことについての同意確認書（模範例）） 16
＜民間事業者の選定＞ 17
別記様式第 15 号（民間事業者に提出を求める内容の記載例） 17
別記様式第 16 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領（模範例）） 28
別記様式第 17 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱（模範例）） 29
別記様式第 18 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査基準（模範例）） 30
別記様式第 19 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる通知書） 32
別記様式第 20 号（民間事業者からの提案書（第 36 条第 3 項）） 33
別記様式第 21 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果にかかる公告） 38
別記様式第 22 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果に係る通知書（模範例）） 39
＜経営管理実施権配分計画の作成等＞ 41
別記様式第 23 号（経営管理実施権配分計画） 41
別記様式第 24 号（計画を定めた際に行う公告（第 37 条）） 43
別記様式第 25 号（経営管理実施権配分計画に関する備考） 44
別記様式第 26 号（経営管理の状況等に関する報告書（第 39 条）） 45
別記様式第 27 号（計画を取り消した際の公告（第 41 条）） 46
別記様式第 28 号（計画を取り消した際の通知（第 41 条）） 47
別記様式第 29 号（双方の合意によって計画を取り消した際の公告） 48
別記様式第 30 号（双方の合意によって計画を取り消した際の通知） 49
別記様式第 31 号（経営管理実施権配分計画を取り消すことについての同意確認書（模範例）） 50
＜共有者不明森林に係る特例＞ 51
別記様式第 32 号（探索を行っても不明森林共有者を確知できない場合の公告（第 11 条）） 51
別記様式第 33 号（公告した旨の国への報告（第 11 条）） 53
別記様式第 34 号（不明森林共有者による異議申出（第 11 条第６号）） 54
別記様式第 35 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（共有者不明森林 ver）） 55
別記様式第 36 号（同意したとみなされた不明森林共有者による取消申出（第 13 条、第 14 条）） 56
別記様式第 37 号（計画を取り消した際の公告（第 15 条）） 57
別記様式第 38 号（計画を取り消した際の通知（第 15 条）） 58
＜所有者不明森林に係る特例＞ 59
別記様式第 39 号（探索を行っても不明森林所有者を確知できない場合の公告（第 25 条）） 59
別記様式第 40 号（公告した旨の国への報告（第 25 条）） 61

別記様式第41号（不明森林所有者による申出（第25条第３号））……62
別記様式第42号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に関する裁定申請（第26条））……63
別記様式第43号（裁定の通知（第28条））……64
別記様式第44号（裁定後の公告（第28条））……65
別記様式第45号（裁定の内容の変更に係る通知（第28条））……66
別記様式第46号（裁定を変更した後の公告（第28条））……67
別記様式第47号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（所有者不明森林ver））……68
別記様式第48号（同意したとみなされた不明森林所有者による取消申出（第30条、第31条））……69
別記様式第49号（計画を取り消す際の公告（第32条））……70
別記様式第50号（計画を取り消す際の通知（第32条））……71
＜確知所有者不同意森林に係る特例＞……72
別記様式第51号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に不同意の者に対する同意勧告（第16条））……72
別記様式第52号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に関する裁定申請（第17条））……73
別記様式第53号（申請のあった森林における確知森林所有者に対する通知（第18条））……74
別記様式第54号（計画に同意しない旨の意見書（第18条））……75
別記様式第55号（裁定の通知（第20条））……76
別記様式第56号（裁定の内容の変更に係る通知（第20条））……77
別記様式第57号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（確知所有者不同意森林ver））……78
別記様式第58号（同意したとみなされた不同意森林所有者による取消申出（第21条、第22条））……79
別記様式第59号（計画を取り消した際の公告（第23条））……80
別記様式第60号（計画を取り消した際の通知（第23条））……81
＜経営管理支援法人＞……82
別記様式第61号（市町村森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（参考例）（第57条））……82
別記様式第62号（森林所有者関連情報提供請求書（第60条）（参考様式１））……90
別記様式第63号（森林所有者関連情報同意依頼書（第60条）（参考様式２））……92
別記様式第64号（森林所有者の同意書（第60条）（参考様式３））……94
別記様式第65号（情報提供書（第60条）（参考様式４））……95
別記様式第66号（森林所有者関連情報を提供できないことの通知書（第60条）（参考様式５））……96
別記様式第67号－①（経営管理権集積計画の作成申出（第61条））……97
別記様式第67号－②（集約化構想作成の申出（第61条））……98
＜災害等防止措置命令等＞……99
別記様式第68号（災害等防止措置命令（第62条））……99
別記様式第69号（災害等防止措置を講ずべき森林の森林所有者を確知できない場合の公告（第63条））……100
＜都道府県による森林経営管理事務の代替執行＞……101
別記様式第70号（代替執行に係る規約（第68条）（模範例））……101
別記様式第71号（代替執行に係る規約の公告（第68条））……103
＜集約化構想＞……104
別記様式第72号（集約化構想の様式（第43条））……104
別記様式第73号（集約化構想の意見聴取（第43条））……107
別記様式第74号（集約化構想の意見提出（第43条））……108
別記様式第75号（集約化構想を定め、又は変更する際に行う縦覧（第43条））……109
別記様式第76号（集約化構想を定め、又は変更する際に行う縦覧に係る意見提出（第43条））……110
別記様式第77号（集約化構想を定め、又は変更した場合の公告（第43条））……111
別記様式第78号（協議の結果の取りまとめ（第45条））……112
別記様式第79号（経営管理の意向調査（第45条））……116
＜集約化構想の特例等＞……118
別記様式第80号（関係権利者に関する情報提供の申出（第46条））……118

別記様式第 81 号（筆界特定申請書（第 47 条））..... 120
別記様式第 82 号（申請人たる市町村等の区域内に存する対象森林（土地）の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意書（第 47 条））..... 126
別記様式第 83 号（調査結果書（第 47 条））..... 127
別記様式第 84 号（地域森林計画の樹立／変更の要請（第 48 条））..... 138
別記様式第 85 号（地域森林計画の樹立／変更をしない場合の通知（第 48 条））..... 139
別記様式第 86 号（集約化構想作成の申出（第 50 条））..... 140
別記様式第 87 号（集約化構想作成の申出を断る場合の通知（第 50 条））..... 141
＜権利集積配分一括計画＞..... 142
別記様式第 88 号（権利集積配分一括計画（第 51 条））..... 142
別記様式第 89 号（権利移転等を行う場合の市町村への通知（第 51 条第２項第１号へ））..... 147
別記様式第 90 号－①（権利集積配分一括計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例））（法第 51 条第２項第１号に定める事項に係る部分）..... 148
別記様式第 90 号－②（権利集積配分一括計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例））（法第 51 条第４項に定める事項に係る部分）..... 149
別記様式第 91 号（権利集積配分一括計画に関する備考）..... 150
別記様式第 92 号（経営管理の状況等に関する報告書（（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第 39 条））..... 151
別記様式第 93 号（権利集積配分一括計画を定めた際に行う公告（第 52 条））..... 152
＜権利集積配分一括計画の取消し＞..... 154
別記様式第 94 号（計画を取り消した際の公告（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第９条））..... 154
別記様式第 95 号（計画を取り消した際の通知（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第９条））..... 155
別記様式第 96 号（計画を取り消す際の通知（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第９条））..... 156
別記様式第 97 号（双方の合意によって計画を取り消した際の公告）..... 157
別記様式第 98 号（双方の合意によって計画を取り消した際の通知）..... 158
別記様式第 99 号（権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消すことについての同意確認書（模範例））..... 159
別記様式第 100 号（計画を取り消した際の公告（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第 41 条））..... 160
別記様式第 101 号（計画を取り消した際の通知（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第 41 条））..... 161
別記様式第 102 号（双方の合意によって計画を取り消した際の公告）..... 162
別記様式第 103 号（双方の合意によって計画を取り消した際の通知）..... 163
別記様式第 104 号（権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消すことについての同意確認書（模範例））..... 164
＜権利集積配分一括計画の特例等＞..... 165
別記様式第 105 号（嘱託による登記の請求書（第 54 条））（表紙）..... 165
別記様式第 106 号（森林登記令第２条　所有権の移転の登記）（表紙）..... 166
別記様式第 107 号（森林登記令第３条　登記義務者の承諾書）..... 167
別記様式第 108 号（森林登記令第５条第１号　土地の表示に関する登記事項の変更又は更正の登記）（表紙）..... 168
別記様式第 109 号（森林登記令第５条第２号　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記）（表紙）..... 169
別記様式第 110 号（森林登記令第５条第３号　所有権の保存の登記）（表紙）..... 170
別記様式第 111 号（森林登記令第５条第４号　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記）（表紙）171

別記様式第 112 号（所有権の移転を受けた森林の立木竹及び土地について、利用目的に従っていないと認める場合の勧告（第 56 条)） 172

（留意事項）

本様式において、押印の要否についての特段の定めはありませんが、都道府県や市町村が定める公印取扱規程等に基づき、押印をし、又は押印を求めることは差し支えありません。

＜経営管理権集積計画の作成等＞

別記様式第１号（経営管理権集積計画）

経 営 管 理 権 集 積 計 画

１　個別事項

整理番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）	（所在地）
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

整理番号	集○

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　住所（同上）

権利を設定する森林の森林所有者（　　住所（同上）

（記載注意）

（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（3） 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（4） 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（5）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
（6）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。
（7）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

別記様式第２号（意向調査（第５条関係）（模範例））

所有山林に関する意向調査

こちらは〇〇市役所△△課です。

〇〇市では、現在、市内の山林を適切に管理していくため、平成 31 年４月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、市内に山林を有する森林所有者の皆様の今後の所有山林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて、市による経営管理権の設定などについて検討していくこととしています。

今回、□□地区の森林所有者の皆さんを対象に、意向調査を実施することといたしました。

御手数ですが、この用紙に必要事項を記入して頂き、〇月〇日までに同封した返信用封筒で返送して頂きますようよろしくお願いします。

今後、森林経営管理法の内容や、所有されている森林の状況などについて説明会の開催も予定しており、連絡先の確認のため、下記の住所・氏名のご確認及び連絡先のご記入をお願いします。

住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

それでは、所有山林について伺います。

◎　あなたの所有する山林のうち今回意向等を伺わせて頂く山林（以下「対象山林」とします。）

所在・地番	地　目	面　積

問１　今回のアンケートは、×××（例えば「31 年４月の林地台帳」）の情報をもとに送付していますが、対象山林についてあてはまる番号に〇をつけてお答え下さい。

① 上記の山林は自分の所有で間違いない。（問２へ）

② 上記の山林は自分の所有ではない。（問１－２へ）

③ 上記の山林を自分が所有していることをしらなかった。（問２へ）

④ 上記の山林が自分の所有かどうかわからない。

問１－２　もし、森林所有者がおわかりでしたらお知らせ下さい。

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（問１で①又は③とお答えになった方）

問２　現在の対象山林の管理や手入れの状況について

対象山林について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

① 日常的な管理（見回り）や整備を自分で行っている。

② 日常的な管理（見回り）は自分で行っているが、整備（間伐などの施業）はほかの人（あるいは団体）に委託している。

③ 日常的な管理（見回り）も整備（間伐などの施業）もほかの人（あるいは団体）に委託している。

④ 日常的とはいえないが、３年以内に管理（見回り）や整備（間伐などの施業）を自分もしくはほかの人（あるいは団体）が行った。

⑤ 特に管理も整備もしていない。

⑥ その他　（　　）

問３　対象山林について、過去 10 年以内に間伐などの整備をされましたか？わかる範囲でお答え下さい

① 整備をした　（内容（わかる範囲で）：　　（例：△年△月に間伐））

② 整備をしていない

③ わからない

④ その他（　　）

◎　平成 31 年４月に施行された「森林経営管理法」では、森林所有者の方々が自ら管理することが難しい山林について、森林所有者の方と市が相談して今後の山林管理の方針を定めた上で、森林所有者の方が市に経営や管理を委託できる（「経営管理権」を設定する）法律です。（山林の所有権は引き続き森林所有者の方が持ちます。）

経営管理権が設定された山林について、市は、自ら管理するか、林業を行う事業体などに経営や管理を再委託する（「経営管理実施権」を設定する）ことになります。

対象山林を市や林業を行う事業体が経営や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールにのっとり、利益の一部が森林所有者の方に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）

この制度の利用を御検討する方は、次の問４で④を選択してください。

問４　対象山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。

① 自分で経営や管理をしていきたい。（今後の施業予定：　　）

② 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。（想定している委託先：　　）

③ 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定：　　）

④ 市に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。

⑤ その他　（　　）

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

※　本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象山林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において市に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、市が経営や管理の委託を受けることをお約束するものではありません。

別記様式第３号（経営管理権集積計画の作成申出（第６条））

経営管理権集積計画作成申出書

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

氏名　　〇〇〇〇
（申請者）

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり経営管理権集積計画の作成を希望いたしますので申し出ます。

記

１．申出者

フリガナ	
申出者の氏名 （又は名称）	
住　所	〒
電話番号	

２．経営管理権集積計画の作成を希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	森林の現況	経営管理の状況	備考 （境界の把握状況や申出者以外に使用収益を目的とする権利を有する者の有無等）

３．その他参考となるべき事項

以上

（留意事項）

１　本申出書には、登記事項証明書等、森林所有者であることを証明する書類を添付して下さい。

２　本申出書はあくまで市町村へ経営管理権集積計画の希望内容を提出するものであり、この書類をもって市町村へ経営又は管理が委託されるものではなく、今後の〇〇市町村との協議により経営管理権集積計画が作成・公告されることで経営又は管理が委託されます。

３　申出に係る森林の状況等によっては経営管理権集積計画の作成にいたらないこともあります。

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

（備考）

１　経営管理権集積計画の作成を希望する森林の欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

別記様式第４号（経営管理権集積計画の対象森林としない旨の通知（第６条））

年　　月　　日

〇〇〇〇殿
（森林所有者名）

〇〇市町村長

森林経営管理法第６条第１項の規定により　　年　　月　　日に申出のあった下記森林について経営管理権集積計画を定めないこととしたので通知する。

記

１　経営管理権集積計画を定めないこととした森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考

２　経営管理権集積計画を定めないこととした理由

以上

別記様式第５号（権利移転等を行う場合の市町村への通知（第４条第２項第６号））

〇〇市町村長　殿

氏名　〇〇〇〇
（森林所有者名）

経営管理権集積計画が定められた下記森林について、権利を設定し、又は移転を行うため、下記のとおり通知する。

記

１　森林の所在等

所在・地番	地目	面積（ha）

２　権利の設定又は移転を予定している相手方

フリガナ	
氏名又は名称	
住　所	〒
電話番号	

３　権利の設定又は移転を予定している時期

４　設定又は移転を予定している権利の種類及び内容

５　その他参考となるべき事項

以上

別記様式第６号（経営管理権集積計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例））

確認書

下記の事項について確認しました。

記

１．経営管理権集積計画が定められた後、市町村が選定した林業経営者に経営管理実施権が設定され、林業経営者が経営管理を実施する可能性があること。

２．経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者から金銭が支払われること。

３．経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。

４．経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、〇〇市町村は責任を負わないこと。

５．経営管理実施権配分計画が定められる場合に、〇〇市町村及び林業経営者の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。

６．経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、〇〇市町村にその旨を通知しなければならないこと。

７．その他経営管理権集積計画の記載事項について。

年　　月　　日

氏名　　〇〇〇〇

別記様式第７号（計画を定めた際に行う公告（第７条））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において公開する。

年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	経営管理権の存続期間	備考
集〇						

２　公開場所　　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）

３　本公告により、〇〇市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

（備考）

１　森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

別記様式第８号（経営管理権集積計画に関する備考））

年月日	項目	森林の所在・地番（林班・小班）	森林所有者の氏名又は名称	詳細

（記載要領）

１．意向調査を実施し、森林所有者から経営管理権集積計画を定めることを希望する旨の意向があったにもかかわらず、経営管理権集積計画を定めなかった場合は、年月日に「回答があった年月日」を、項目に「意向調査による計画作成の申出」、詳細に「〇〇年月日に実施した意向調査により、■■から計画作成の申出があったが、△△により作成せず」等と記載すること。

２．森林所有者から経営管理権集積計画を定めることを希望する旨の申出があったにもかかわらず、経営管理権集積計画を定めなかった場合は、年月日に「申出があった年月日」を、項目に「計画作成の申出」、詳細に「〇〇年月日に、■■から計画作成の申出があったが、△△により作成せず」等と記載すること。

３．経営管理権集積計画に記載された森林所有者が変更となった場合は、年月日に「変更になった年月日」を、項目に「名義変更」等、詳細に「〇〇から△△に森林所有者が変更」等と記載すること。

＜経営管理権集積計画の取消し＞
別記様式第９号（計画を取り消した際の公告（第９条））

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法第９条の規定により公告する。

　　年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇					

２　経営管理権集積計画を取り消した理由

（教示）
１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画の内容を記載すること。

別記様式第 10 号（計画を取り消した際の通知（第９条））

経営管理権集積計画を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（関係権利者名）

〇〇市町村長

年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため通知する。

記

１　経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇					

２　経営管理権集積計画を取り消した理由

（教示）

１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

１　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画の内容を記載すること。

別記様式第 11 号（計画を取り消す際の通知（第９条））

経営管理権集積計画を取り消す旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（林業経営者名）

〇〇市町村長

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画について取り消すこととしたため、通知する。

記

１　経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇					

２　経営管理権集積計画を取り消す理由

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消す経営管理権集積計画の内容を記載すること。

別記様式第 12 号（双方の合意によって計画を取り消した際の公告）

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画について、関係権利者の同意により取り消したため、公告する。

　　年　　月　　日

〇〇市町村長

記

1　経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇					

2　経営管理権集積計画を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した経営管理権集積計画（整理番号：集〇）の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該経営管理権集積計画については、以下の場所において公開する。
　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

以上

（記載要領）
1　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画の内容を記載すること。
2　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。
3　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、1の備考欄に「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

別記様式第 13 号（双方の合意によって計画を取り消した際の通知）

経営管理権集積計画を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（関係権利者名）

〇〇市町村長

年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため通知する。

記

１　経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇					

２　経営管理権集積計画を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した経営管理権集積計画（整理番号：集〇）の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該経営管理権集積計画については、以下の場所において公開する。
〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画の内容を記載すること。
２　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。
３　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄に「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

別記様式第 14 号（経営管理権集積計画を取り消すことについての同意確認書（模範例））

経営管理権集積計画の取消しに関する同意確認書

私は、下記森林に関して定められた経営管理権集積計画について、下記の理由により、△△市が取り消すことに同意します。

記

１　経営管理権集積計画を取り消す森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇					

２　経営管理権集積計画を取り消す理由

（例１）上記森林について、今後は森林所有者である私が自ら適切な経営管理を行うため。

（例２）令和×年×月×日に発生した林野火災により、上記森林に大きな被害が生じ、計画で定めた経営管理の内容の実施が困難となったため。

【〈補足〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した経営管理権集積計画（整理番号：集〇）の一部を取り消すものであり、この一部取消し後の当該経営管理権集積計画については、なお効力を有することを理解しました。】

年　　月　　日

氏名　　〇〇〇〇

（記載要領）

１　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。

２　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄に「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

＜民間事業者の選定＞
別記様式第 15 号（民間事業者に提出を求める内容の記載例）

経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けること又は集約化構想が定められる場合に当該集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者は、応募に際して以下の書類を提出してください。

ただし、当該民間事業者が、

① 「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け林野庁長官通知）に基づいて、森林経営管理法第 36 条第２項又は同法第 44 条第２項のいずれかにより公表されている民間事業者が他方による公表を希望した場合には、要件に適合することが確認できている情報

② 「林業経営体の育成について」（平成 30 年 2 月 6 日付け林野庁長官通知）に基づいて「育成経営体」として選定された経営体である場合には、当該選定に当たって提出した情報

③ 林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第１項の認定を受けた事業主である場合には、改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報

④ 「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成 24 年 2 月 28 日付け林野庁長官通知）に基づいて林業経営体名簿に登録された林業経営体である場合には、当該登録の情報

と同一の事項で、内容の変更がないものに係る記載又は書類の提出を省略することができます。

（提出書類一覧）

書類名称	個人	法人
申請書（様式１）	○	○
経営管理に関する情報（様式２）	○	○
登記事項証明書	－	○
住民票の写し	○	－
効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類		
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○	○
森林経営プランナー認定証の写し	○	○
主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	○	○
請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類	○	○
フォレストマネージャー、フォレストリーダー、林業技能士（１級又は２級）を証明する書類の写し	○	○
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	○	○
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	○	○
修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類	○	○
労働災害の再発防止策が定められた書類の写し	○	○
森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し	○	○
個人情報の取扱いに関する要領等の写し	○	○
経理的な基礎に係る添付書類		
経理状況の概要（様式３）	△１	△１
貸借対照表及び損益計算書の写し（直近 3 年分）	－	○
青色申告決算書等の写し（直近 3 年分）	○	－
中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後５年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類	△２	△２

※ 「森林経営管理法の運用について」の別紙（第 13 の４の(1)、第 18 関係）の各基準に応じて、○印の書類を

提出してください。ただし、該当がない場合は提出不要です。

※　△１印の書類は、貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写しを添付する場合は省略できます。

※　△２印の書類は、直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合等に添付してください。

（様式１）

年　　月　　日

○○知事　殿

住　　所：
商号又は名称：
代表者 氏 名：

下記区域において経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けること又は集約化構想が定められる場合に当該集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望するので、関係書類を添えて応募します。

また、関係書類の内容については事実と相違ないこと（及び公募要領「経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると判断する項目とその基準の考え方」の「⑻コンプライアンスの確保」の基準欄に記載された内容に該当する者でないこと※）を誓約します。

※　様式２の（８）コンプライアンスの確保の項目の記載を求める方法や、別途コンプライアンスの確保に係る誓約書の提出を求める方法もあります。

記

１　経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

２　集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する区域

３　応募に当たって提出する関係書類について
別添のとおり。

（様式２）

経営管理に関する情報

１① 生産量の増加又は生産性の向上

※　直近３事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。
※　「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。

事業区分		指標	内訳	直近３事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目
				直近の前々年	直近の前年	直近		
生産	主伐	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					
		材積(m3)	直営					
			請負					
			合計					
		生産性(人日/ha)	直営					
	間伐	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					
		材積(m3)	直営					
			請負					
			合計					
		生産性(人日/ha)	直営					
造林・保育	植付	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					
	下刈り	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					
	その他	面積(ha)	直営					
			請負					
			合計					

事業期間
直近の事業年度：　　年　月　日　～　　年　月　日
目標とする事業年度：　　年　月　日　～　　年　月　日

１②経営管理の対象となる森林の確保

※　直近３事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

区分		直近３事業年度の実績			目標とする事業年度の見込
		直近の前々年	直近の前年	直近	
経営管理の対象となる森林	所有林（信託を受けた森林を含む）(ha)				
	経営管理実施権の設定を受けた森林 (ha)				
	５年以上の長期受委託森林 (ha)				
	森林経営計画の対象森林 (ha)				

※　５年以上の長期受委託森林は、受託者の判断で、伐採・販売・造林ができる契約であるものに限ります。
※　森林経営計画の対象森林は、所有林（信託を受けた森林を含む）、経営管理実施権の設定を受けた森林及び５年以上の長期受委託森林と重複計上しないでください。

事業期間
直近の事業年度：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
目標とする事業年度：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

以下の２～８の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。
※　その他の取組等がある場合には、（　）内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。
※　該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

２ 生産管理又は流通合理化等

	取り組んでいる	取り組む意向がある
(1) 適切な生産管理		
作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	□	□（　年後）
作業システムの改善	□	□（　年後）
その他（　　）	□	□（　年後）
(2) 原木の安定供給・流通合理化等		
製材工場等需要者との直接的な取引	□	□（　年後）
とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	□	□（　年後）

森林所有者や工務店等との連携	□	□（　年後）
その他（　　）	□	□（　年後）

	在籍している	在籍していない
(3) 認定森林経営プランナーの在籍	□	□

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

3 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	取り組む意向がある
伐採・造林の一貫作業システムの導入	□	□（　年後）
コンテナ苗の使用	□	□（　年後）
低密度植栽	□	□（　年後）
下刈りの省略	□	□（　年後）
その他（　　）	□	□（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

4 主伐後の再造林の確保

	有している	整備する意向がある
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	□	□（　年後）
	取り組んでいる	取り組む意向がある
主伐後の適切な更新	□	□（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

５ 生産や造林・保育の実施体制の確保

	３年間以上	１年間以上	１年間未満	実績なし
素材生産の事業実績	□	□	□	□
造林・保育の事業実績	□	□	□	□

	１級が在籍	２級が在籍	１級・２級ともに在籍していない
林業技能士の在籍	□	□	□

	３割以上	３割未満
現場作業員（常用）に占めるフォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（１級及び２級）の割合	□	□

フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（１級、２級及び３級）の人数をそれぞれ記載するとともに、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（１級及び２級）の合計数を記載してください。なお、合計数については、複数所有している者が重複しないように留意してください（延べ人数ではなく実人数となるよう、いずれかで１カウント）。

６ 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等している	策定等する意向がある
独自の行動規範等の策定	□	□（　年後）
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	□	□（　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

7 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組んでいる	取り組んでいない
(1) 雇用管理の改善		
現場作業職員の常用化	□	□
現場作業職員への月給制の導入	□	□
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	□	□
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	□	□
その他（　　）	□	□
(2) 労働安全対策		
現場作業職員等への安全衛生教育	□	□
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	□	□
リスクアセスメント	□	□
防護具の着用の徹底	□	□
作業現場の安全巡回	□	□
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	□	□
その他（　　）	□	□

	有	無
過去３年以内における休業４日以上の労働災害（死亡災害を含む）発生の有無	□	□

	定められている	定められていない
上記の労働災害が発生している場合、適切な再発防止策が定められている	□	□

※　再発防止策については、林野庁ホームページ（森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり）に掲載している「災害事例から見る再発防止対策」等を参考にしてください。また、現場作業職員を含む組織内全員に周知してください。

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

(3) 雇用の状況

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
人 （　　）人	人 （　　）人	人	人	人	人

8 コンプライアンスの確保（※　誓約書の提出を別途求めるという方法もあります。）

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者である	□	□
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	□	□
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である	□	□
６の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である	□	□
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である （破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者等）	□	□
森林所有者や請負事業者との契約の際に、書面等により取引条件を明示している	□	□
個人情報の取り扱いに関する要領などを整備している	□	□

9 常勤役員の設置（※　法人のみ）

常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	（フリガナ） 氏名	住所	生年月日

（様式３）

経理状況の概要

１ 貸借対照表の要旨

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
	純資産合計			
負債及び純資産合計				

２ 損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

３ 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率（%）			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

※　直近 3 年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出することにより、本様式の提出を省略することができます。

別記様式第16号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領（模範例））

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

１　民間事業者の選定概要

２に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第３項に基づき、同条第２項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第１項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、〇〇市町村が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

２　経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	樹種	林齢

３　スケジュール

年　　月　　日（　）　募集開始(〇〇市町村ホームページに掲載)・企画提案書受付開始

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前〇時から午後〇時とします。

受付場所は、〇〇とします。

募集の内容に関する質問は､受付時間内に書面を持参するか､ＦＡＸ又は電子メールにより提出してください。

ＦＡＸ：〇〇　　E-mail：〇〇

年　　月　　日（　）　企画提案書受付締切

年　　月　　日（　）　審査

年　　月　　日（　）　選定・結果通知

年　　月頃　　経営管理実施権配分計画の作成・公告

４　提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本１部・副本〇部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

〇企画提案書(様式第〇号)

添付書類　①　企画提案書の見積書に関する根拠資料

②　森林経営管理法第36条第１項の規定による公募に応募した資料の写し

５　その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。

別記様式第 17 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱（模範例））

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

（設置）

第１条　森林経営管理法第 36 条第３項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

（１）　民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。

（２）　審査に必要な事項に関すること。

（委員）

第３条　委員会は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で組織する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、第２条に定める任務が終了するまでとする。

２　委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員長は〇〇をもって充て、副委員長は〇〇をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

３　会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第７条　委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、〇〇において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、　　年　　月　　日から施行する。

別記様式第 18 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査基準（模範例））

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準

１　審査方法

（１）　民間事業者が提出した企画提案書について、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会が書類審査を行います。

（２）　審査事項は、次のとおりとします。

①　森林所有者に支払う金額
②　木材販売収益の安定・向上
③　森林経営計画の作成予定
④　経営管理の着実な実施
⑤　地域への貢献度
⑥　技術的な提案

２　審査基準

企画提案書の審査については、選定委員会を開催して提案内容を審査することによって行います。評価にあたっては前述の審査事項に基づき、次の表に示す各項目の基準点の合計を採点し、最も合計点が高い者を採用事業者として決定します。

審査事項	審査基準点				
①森林所有者に支払う金額	極めて優れている 25 点	優れている 20 点	普通 15 点	やや劣っている 10 点	劣っている 5 点
②木材販売収益の安定・向上	極めて優れている 10 点	優れている 8 点	普通 6 点	やや劣っている 4 点	劣っている 2 点
③森林経営計画の作成予定 （面積要件を満たすか否か）	極めて優れている 10 点	優れている 8 点	普通 6 点	やや劣っている 4 点	劣っている 2 点
④経営管理の着実な実施 （体制、実績等）	極めて優れている 20 点	優れている 16 点	普通 12 点	やや劣っている 8 点	劣っている 4 点
⑤地域への貢献度 （事務所の所在、地域雇用等）	極めて優れている 15 点	優れている 12 点	普通 9 点	やや劣っている 6 点	劣っている 3 点
⑥技術的な提案	極めて優れている 20 点	優れている 16 点	普通 12 点	やや劣っている 8 点	劣っている 4 点

３　スケジュール

（１）企画提案書の審査　　年　　月　　日（　）

（２）採用事業者の選定・結果通知　　年　　月　　日（　）

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査採点表（模範例）

民間事業者名

選定委員氏名

審査事項	配点数	評価点数		備考
①森林所有者に支払う金額	25 点			
②木材販売収益の安定・向上	10 点			
③森林経営計画の作成予定（認定要件を満たすか否か）	10 点			
④経営管理の着実な実施（体制、実績等）	20 点			
⑤地域への貢献度（事務所の所在、地域雇用等）	15 点			
⑥技術的な提案	20 点			
合　　計				

別記様式第 19 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる通知書）

年　　月　　日

通　知　書

〇〇〇〇　殿
〇〇〇〇　殿
〇〇〇〇　殿
（民間事業者名）

〇〇市町村長

森林経営管理法第 36 条第３項の規定による経営管理実施権の設定にあたり、同条第２項の規定により公表されている民間事業者の中から選定する必要があることから、下記を了承の上、企画提案書を提出願います。

記

１　経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	樹種	林齢

２　企画提案書の提出について
（提出場所）
（提出期限）　　年　　月　　日（　）　　時　　分

３　備考
詳細については、選定要領及び該当する経営管理権集積計画を参照すること。

以上

別記様式第 20 号（民間事業者からの提案書（第 36 条第 3 項））

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

住　　所：〇〇〇〇
商号又は名称：〇〇〇〇
代表者 氏 名：〇〇〇〇
（民間事業者）

下記森林について経営管理実施権の設定を希望するため、下記のとおり提案いたします。

記

１　経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	樹種	林齢

２　希望する経営管理実施権の存続期間

３　実施する経営管理の内容

４　提案内容

５　その他

以上

企画提案書（模範例）

記載事項		記載内容	評価点
森林所有者に支払う金額			（25 点満点）
木材販売収益の安定・向上			（10 点満点）
森林経営計画の作成予定の有無			（10 点満点）
経営管理の着実な実施	実施体制		（10 点満点）
	実績		（10 点満点）
地域への貢献度	事務所の所在		（ 5 点満点）
	地元住民の雇用		（10 点満点）
技術的な提案		○ ○ ○ ○	（20 点満点）

見積書　様式（模範例）

１．森林所有者の氏名又は名称

２．森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	樹種	林齢	経営管理の内容
ア							
イ							
ウ							

３．経営管理実施権配分計画の存続期間中に森林所有者に支払う金銭の額等の合計

（主伐）

	金額	算定方法
森林所有者に支払う金銭		（例：①の利益－前受金）
前受金		（例：②＋③＋④＋⑥）

（間伐）

	金額	算定方法
森林所有者に支払う金銭		（例：実販売額－経費）

４．実施する経営管理等の見積もり（※必要に応じて対象森林毎に作成すること）

（①主伐）

＜対象森林＞　番号

＜収入＞

	見積額(円)	見込み材積(㎥)	単価(円/㎥)
木材の販売収益			

＜費用＞

	見積額(円)	備考
伐採経費		
搬出経費		
販売経費		
（補助金）		
計（補助金を差し引いた額）		

（②地拵え・植栽）

＜対象森林＞　番号

＜費用＞

	見積額(円)	備考
地拵え・植栽経費		
（補助金）		
計（補助金を差し引いた額）		

（③下刈り（〇回実施））

＜対象森林＞　番号

＜費用＞

	見積額(円)	備考
下刈り経費		
（補助金）		
計（補助金を差し引いた額）		

（④除伐（〇回実施））

＜対象森林＞　番号

＜費用＞

	見積額(円)	備考
除伐経費		
（補助金）		
計（補助金を差し引いた額）		

（⑤間伐（〇回実施））

＜対象森林＞　番号

＜収入＞

	見積額(円)	見込み材積(㎥)	単価(円/㎥)
木材の販売収益（１回目）			
木材の販売収益（２回目）			
木材の販売収益（３回目）			

＜費用＞

	見積額(円)	備考
伐採経費		（内訳（１回目：、２回目、））
搬出経費		（内訳（１回目：、２回目、））
販売経費		（内訳（１回目：、２回目、））
（補助金）		（内訳（１回目：、２回目、））
計（補助金を差し引いた額）		（内訳（１回目：、２回目、））

（⑥森林保険その他の費用）

＜対象森林＞　番号

＜費用＞

	見積額(円)	備考
経費（森林保険等）		
計		

（備考）

１　森林所有者ごとに本見積書を作成すること。

２　各見積の積算根拠資料を添付すること。

別記様式第 21 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果にかかる公告）

公　　告

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで募集していた経営管理実施権の設定に関する民間事業者の選定については、下記のとおり〇者から応募があり、　　年　　月　　日に審査を行いましたので結果をお知らせします。

　　年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考

２　選定結果

整理番号	提　　案　　者	結　果

以上

別記様式第 22 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果に係る通知書（模範例））

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（民間事業者名）

〇〇市町村長

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果について

　　年　　月　　日付けで指名通知書を送付した標記選定に関し、貴社よりご提案をいただきました各項目について、選定委員会において公平かつ慎重に審査を行いましたところ、最優秀提案者として選定されましたのでご報告いたしますとともに、経営管理実施権配分計画の作成に向けて別途ご協議いたしたく通知いたします。

（担　当：
連絡先：）

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（民間事業者名）

〇〇市町村長

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果について

　　年　　月　　日付けで指名通知書を送付した標記選定に関し、貴社よりご提案をいただきました各項目について、選定委員会において公平かつ慎重に審査を行いましたところ、誠に残念ですが、今回は選定されませんでしたのでご報告いたします。

　貴社の益々ご繁栄とご活躍をご期待申し上げ、合わせて、〇〇市町村の森林・林業行政に対してご理解とご協力をお願いし、選定結果報告とさせていただきます。

（担　当：
連絡先：）

＜経営管理実施権配分計画の作成等＞

別記様式第 23 号（経営管理実施権配分計画）

経 営 管 理 実 施 権 配 分 計 画

1　個別事項

整理番号	配○	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）	（名称）	（所在地）

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

整理番号	配〇

番号	Aの森林所有者		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
	住所又は所在地	氏名又は名称			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）　　住所（同上）

権利の設定をする市町村（乙）　　住所（同上）

（記載注意）

（1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
（2） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
（3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
（4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（5） 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得せずに定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（6） 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（7） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

別記様式第 24 号（計画を定めた際に行う公告（第 37 条））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第 35 条第１項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第 37 条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については、下記場所において公開する。

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

１　経営管理実施権配分計画対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	経営管理実施権の存続期間	備考
集〇（配〇）						

２　経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

フリガナ	
氏名又は名称	
住　所	〒
電話番号	

３　公開場所　　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）

４　本公告により、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、２の林業経営者に経営管理実施権が設定される。

以上

別記様式第 25 号（経営管理実施権配分計画に関する備考）

年月日	項目	森林の所在・地番（林班・小班）	森林所有者の氏名又は名称	詳細

（記載要領）

１．経営管理権集積計画に記載された森林所有者が変更となった場合は、年月日に「変更になった年月日」を、項目に「名義変更」等、詳細に「〇〇から△△に森林所有者が変更」等と記載すること。

別記様式第 26 号（経営管理の状況等に関する報告書（第 39 条））

年　　月　　日

〇〇〇〇殿
（林業経営者名）

〇〇市町村長

経営管理実施権が設定された森林における経営管理の状況等の報告について

下記森林について、〇年〇月〇日までに下記の事項について報告すること。

記

1　森林の所在等

整理番号	所在・地番	地目	面積（ha）
集〇（配〇）			

2　当該森林の経営管理（伐採、造林、保育等）の実施状況

3　販売収益から留保している再造林・保育に要する経費の状況
（森林所有者ごとに記載する）

4　林業経営者の経営状況

5　その他必要な事項

以上

＜経営管理実施権配分計画の取消し＞

別記様式第 27 号（計画を取り消した際の公告（第 41 条））

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定められた経営管理実施権配分計画を取り消したため、森林経営管理法第 41 条の規定により公告する。

年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　経営管理実施権配分計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇（配〇）					

２　経営管理実施権配分計画を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した経営管理実施権配分計画（整理番号：配〇）の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該経営管理実施権配分計画については、以下の場所において公開する。

〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

（教示）

１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

１　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理実施権配分計画の内容を記載すること。

２　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 28 号（計画を取り消した際の通知（第 41 条））

経営管理実施権配分計画を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（森林所有者名又は林業経営者名）

〇〇市町村長

年　　月　　日に、下記森林に関して定められた経営管理実施権配分計画を取り消したため通知する。

記

1　経営管理実施権配分計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇（配〇）					

2　経営管理実施権配分計画を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した経営管理実施権配分計画（整理番号：配〇）の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該経営管理実施権配分計画については、以下の場所において公開する。
〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

（教示）

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

1　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理実施権配分計画の内容を記載すること。

2　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 29 号（双方の合意によって計画を取り消した際の公告）

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理実施権配分計画について、林業経営者の同意により取り消したため、公告する。

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

１　経営管理実施権配分計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇（配〇）					

２　経営管理実施権配分計画を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した経営管理実施権配分計画（整理番号：配〇）の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該経営管理実施権配分計画については、以下の場所において公開する。
　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理実施権配分計画の内容を記載すること。
２　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。
３　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

別記様式第 30 号（双方の合意によって計画を取り消した際の通知）

経営管理実施権配分計画を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（森林所有者名又は林業経営者名）

〇〇市町村長

年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理実施権配分計画を取り消したため通知する。

記

1　経営管理実施権配分計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇（配〇）					

2　経営管理実施権配分計画を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した経営管理実施権配分計画（整理番号：配〇）の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該経営管理実施権配分計画については、以下の場所において公開する。
〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

以上

（記載要領）
1　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理実施権配分計画の内容を記載すること。
2　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。
3　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、1の備考欄「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

別記様式第 31 号（経営管理実施権配分計画を取り消すことについての同意確認書（模範例））

経営管理実施権配分計画の取消しに関する同意確認書

私は、下記森林に関して定められた経営管理実施権配分計画について、下記の理由により、△△市が取り消すことに同意します。

記

１　経営管理実施権配分計画を取り消す森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
配〇					

２　経営管理実施権配分計画を取り消す理由

（例１）上記森林について、県道建設のため県による収用が行われることとなり、計画で定めた経営管理の内容の実施が困難となったため。

（例２）令和×年×月×日に発生した林野火災により、上記森林に大きな被害が生じ、計画で定めた経営管理の内容の実施が困難となったため。

【〈補足〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した経営管実施理権配分計画（整理番号：配〇）の一部を取り消すものであり、この一部取消し後の当該経営管理実施権配分計画については、なお効力を有することを理解しました。】

年　　月　　日

氏名　　〇〇〇〇

（記載要領）

１　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。

２　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

＜共有者不明森林に係る特例＞
別記様式第 32 号（探索を行っても不明森林共有者を確知できない場合の公告（第 11 条））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第 11 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 11 条】の規定により公告する。

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

1　森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

2　この公告は、別添の経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者の一部を確知できないことから行うものである。

3　上記森林について、別添の経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける【市町村が経営管理権及び経営管理受益権の設定を、構想適合事業者が経営管理実施権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける】。

4　経営管理権に基づき、当該森林について
(1)　森林経営管理法第 33 条第１項の規定による市町村森林経営管理事業の実施による経営管理
(2)　森林経営管理法第 35 条第１項に規定された経営管理実施権配分計画【森林経営管理法第 35 条第１項に規定された経営管理実施権配分計画あるいは森林経営管理法第 51 条第１項に規定された権利集積配分一括計画】による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者【構想適合事業者】による経営管理のいずれかが行われる。

5　当該森林に係る経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①						
②						

6　上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して２月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて〇〇市町村に申し出て、経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】又は当該公告に掲げる３、４、５の事項について異議を述べることができる。

7　この公告があった日から起算して２月以内に森林所有者から申出がなかった場合には、別添の経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に同意したとみなされる。

以上

（留意事項）

１　当該森林について定めることとする経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を併せて公告すること。

（記載要領）

１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 33 号（公告した旨の国への報告（第 11 条））

年　　月　　日

〇〇都道府県知事

〇〇市町村長

共有者不明森林に係る公告の実施状況について

〇年〇月〇日に森林経営管理法第 11 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 11 条】の規定により公告したので、下記のとおり報告いたします。

記

１．公告の内容
２．１の公告を行った場所
（〇年〇月〇日の〇〇市町村の公報又は〇〇市町村のホームページ（リンク））

以上

農林水産大臣　殿

〇〇都道府県知事

共有者不明森林に係る公告の実施状況について

共有者不明森林に係る公告の実施状況について、下記のとおり報告いたします。

記

１．公告の内容
２．１の公告を行った場所
（〇年〇月〇日の〇〇市町村の公報又は〇〇市町村のホームページ（リンク））

以上

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 34 号（不明森林共有者による異議申出（第 11 条第６号））

申出書

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

住所：〇〇〇〇
氏名：〇〇〇〇
（申出者）

下記森林の森林所有者であることを申し出ます。

記

１　申出者に関する情報

フリガナ	
申出者の氏名 （又は名称）	
住　所	〒
電話番号	

２　森林の所在等

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考

３　当該申出の趣旨及び理由

以上

（留意事項）

１　本申出には当該森林について権限を証する書面を添付すること。

（記載要領）

１　申出の趣旨には、経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に対する異議の有無や、異議の具体的内容を記載する。

２　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 35 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（共有者不明森林 ver））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第４条第１項の規定により経営管理権集積計画【森林経営管理法第 51 条第１項の規定により権利集積配分一括計画】を定めたため、同法第７条第１項【同法第 52 条第１項】の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】については、下記場所において公開する

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

１　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	経営管理権の存続期間	【経営管理実施権の存続期間】	備考
集〇 【括〇】							

２　公開場所　　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）

３　本公告により、〇〇市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される【〇〇市町村に経営管理権及び経営管理受益権が、構想適合事業者に経営管理実施権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される】。

４　当該経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】は、森林経営管理法第 12 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 12 条】により、共有者不明森林に係る同意みなしにより定められた計画であることから、不明森林共有者として同意したとみなされた者は、次に掲げる場合において、〇〇市町村に計画の取消しを申し出ることができる。

(1)　経営管理実施権配分計画が定められていない場合。

(2)　経営管理実施権配分計画が定められている場合であっても、

①　経営管理実施権の設定を受けた民間事業者の同意を得ている場合。

②　予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。

【(1)　経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者の同意を得ている場合。

(2)　予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。】

以上

（記載要領）

１　森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。

２　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 36 号（同意したとみなされた不明森林共有者による取消申出（第 13 条、第 14 条））

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

住　　所：〇〇〇〇
氏名又は名称：〇〇〇〇

共有者不明森林に係る取消しの申出

下記森林についての経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを申し出ます。

記

１．申出者

フリガナ	
申出者の氏名 （又は名称）	
住　所	〒
電話番号	

２　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）

３　当該申出の理由

以上

＜添付書類＞

⑴ 当該森林について権原を証する書面

（当該森林について経営管理実施権が設定されている場合）

⑴に加え①、②のいずれかの書面を併せて添付すること（②の場合は②－１及び②－２両方）

①　経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】の同意書

②－１　予見しがたい経済情勢の変化その他やむを得ない事情を証する書面

②－２　経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】に通常要すべき費用を補償したことがわかる証明書

（記載要領）

１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第37号（計画を取り消した際の公告（第15条））

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定められた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため、森林経営管理法第15条の規定により公告する。

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

１　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇 【括〇】					

２　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した理由

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
２　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 38 号（計画を取り消した際の通知（第 15 条））

経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇殿
（関係権利者名又は林業経営者名）

〇〇市町村長

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため通知する。

記

１　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇 【括〇】					

２　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した理由

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
２　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

＜所有者不明森林に係る特例＞
別記様式第 39 号（探索を行っても不明森林所有者を確知できない場合の公告（第 25 条））

公　　告

下記森林について森林経営管理法第 25 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 25 条】の規定により公告する。

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

1　森林の所在等

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

2　この公告は、別添の経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者を確知できないことから行うものである。

3　上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して２月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて〇〇市町村に提出するものとする。

4　前項の規定による申出がないときは、都道府県知事が森林経営管理法第 27 条第１項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 27 条第１項】の規定により、裁定をすることがある。

5　上記森林について、別添の経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける【市町村が経営管理権及び経営管理受益権の設定を、構想適合事業者が経営管理実施権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける】。

6　経営管理権に基づき、当該森林について
(1)　森林経営管理法第 33 条第１項の規定による市町村森林経営管理事業の実施による経営管理
(2)　森林経営管理法第 35 条第１項に規定された経営管理実施権配分計画【森林経営管理法第 35 条第１項に規定された経営管理実施権配分計画あるいは森林経営管理法第 51 条第１項に規定された権利集積配分一括計画】による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく林業経営者による経営管理
のいずれかが行われる。

7　当該森林に係る経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①						
②						

8　経営管理権及び経営管理実施権の設定に係る法律関係に関する事項

以上

（留意事項）

１　当該森林について定めることとする経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を併せて公告すること。

（記載要領）

１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 40 号（公告した旨の国への報告（第 25 条））

年　　月　　日

〇〇都道府県知事

〇〇市町村長

所有者不明森林に係る公告の実施状況について

　　年　　月　　日に森林経営管理法第 25 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 25 条】の規定により公告したので、下記のとおり報告いたします。

記

１．公告の内容
２．１の公告を行った場所
（〇年〇月〇日の〇〇市町村の公報又は〇〇市町村のホームページ（リンク））

以上

農林水産大臣　殿

〇〇都道府県知事

所有者不明森林に係る公告の実施状況について

所有者不明森林に係る公告の実施状況について、下記のとおり報告いたします。

記

１．公告の内容
２．１の公告を行った場所
（〇年〇月〇日の〇〇市町村の公報又は〇〇市町村のホームページ（リンク））

以上

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第41号（不明森林所有者による申出（第25条第３号））

申出書

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

住　　所：〇〇〇〇
氏名又は名称：〇〇〇〇

下記森林の森林所有者であることを申し出ます。

記

１　申出者

フリガナ	
申出者の氏名 （又は名称）	
住　所	〒
電話番号	

２　森林の所在

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）

以上

（留意事項）

１　本申出書には当該森林について権原を証する書面を添付すること。

別記様式第 42 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に関する裁定申請（第 26 条））

裁定申請書

年　　月　　日

〇〇都道府県知事　　殿

〇〇市町村長

森林経営管理法第 26 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 26 条】の規定により下記のとおり、裁定を申請します。

記

１　申請に係る森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

２　当該申請に係る所有者不明森林についての経営管理の現況

３　当該申請に係る経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容
（別添）

４　その他参考となるべき事項
(1)　裁定を申請する理由
（探索の実施状況、市町村に当該森林の経営管理権を集積することが必要かつ適当とする理由について記載すること。）
(2)　申請に係る森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情について記載すること。

以上

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第43号（裁定の通知（第28条））

森林経営管理法第27条第１項【森林経営管理法第53条において準用する同法第27条第１項】の規定による
裁定に関する通知書
（裁定の申請の棄却の通知書）

年　　月　　日

〇〇市町村長　　殿

〇〇都道府県知事

（裁定をする場合）
　　年　　月　　日付けで森林経営管理法第26条【森林経営管理法第53条において準用する同法第26条】の規定による裁定の申請のあった下記の森林について、同法第27条第１項【同法第53条において準用する同法第27条第１項】の規定により裁定をしたので、下記のとおり通知します。

（申請を棄却する場合）
　　年　　月　　日付けで森林経営管理法第26条【森林経営管理法第53条において準用する同法第26条】の規定による裁定の申請のあった下記の森林について、申請を棄却したので下記のとおり通知します。

記

１　森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

２　裁定の内容（申請の内容）

３　裁定の理由（棄却した理由）

４　その他必要な事項

以上

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 44 号（裁定後の公告（第 28 条））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第 27 条第１項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 27 条第１項】の規定により下記のとおり裁定をしたため公告する。

年　　月　　日
〇〇都道府県知事

記

１　裁定の対象森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考

２　裁定により市町村が設定を受ける経営管理権の存続期間　自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

３　経営管理の内容　　〇〇、〇〇、〇〇

４　裁定の内容

（教示）

１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 45 号（裁定の内容の変更に係る通知（第 28 条））

森林経営管理法第 27 条第１項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 27 条第１項】の規定による裁定の変更に関する通知書

年　　月　　日

〇〇市町村長　　殿
（確知森林所有者に通知する場合は当該森林所有者名）

〇〇都道府県知事

　　年　　月　　日付けで行った森林経営管理法第 27 条第１項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 27 条第１項】の規定による裁定について、下記のとおり変更したので、下記のとおり通知します。

記

１　森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

２　変更内容

３　変更理由等

４　その他必要な事項

以上

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第46号（裁定を変更した後の公告（第28条））

公　　告

　　年　　月　　日付けで行った、森林経営管理法第27条第１項【森林経営管理法第53条において準用する同法第27条第１項】の規定による裁定について、下記のとおり変更（もしくは裁定の申請を棄却）したため公告する。

年　　月　　日
〇〇都道府県知事

記

１　裁定を変更した対象森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考

２　変更後の経営管理権の存続期間　　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

３　変更後の経営管理の内容　　〇〇、〇〇、〇〇

４　変更後の裁定の内容

以上

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第47号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（所有者不明森林ver））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第４条第１項の規定により経営管理権集積計画【森林経営管理法第51条第１項の規定により権利集積配分一括計画】を定めたため、同法第７条第１項【同法第52条第１項】の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】については、下記場所において公開する。

年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	経営管理権の存続期間	【経営管理実施権の存続期間】	備考
集〇 【括〇】							

２　公開場所　　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）

３　本公告により、〇〇市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される【〇〇市町村に経営管理権及び経営管理受益権が、構想適合事業者に経営管理実施権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される】。

４　当該経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】は、森林経営管理法第28条第３項【森林経営管理法第53条において準用する同法第28条第３項】の規定により、所有者不明森林に係る同意みなしにより定められた計画であることから、不明森林所有者として計画に同意したとみなされた者は、次に掲げる場合において、〇〇市町村に計画の取消しを申し出ることができる。

(1)　経営管理実施権配分計画が定められていない場合であって、公告があった日から起算して５年を経過したとき。

(2)　経営管理実施権配分計画が定められている場合であっても、

①　経営管理実施権の設定を受けた民間事業者の同意を得ているとき。

②　予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に通常生ずべき損失の補償をしたとき。

【(1)　経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者の同意を得ている場合。

(2)　予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。】

以上

（記載要領）

１　森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。

２　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 48 号（同意したとみなされた不明森林所有者による取消申出（第 30 条、第 31 条））

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

住　　所：〇〇〇〇
氏名又は名称：〇〇〇〇

所有者不明森林に係る取消しの申出

下記森林についての経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを申し出ます。

記

１．申出者

フリガナ	
申出者の氏名 （又は名称）	
住　所	〒
電話番号	

２　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）

３　当該申出の理由

以上

＜添付書類＞
⑴当該森林について権原を証する書面

（当該森林について経営管理実施権が設定されている場合）
⑴に加え①、②のいずれかの書面を併せて添付すること（②の場合は②－１及び②－２両方）
①　経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】の同意書
②－１　予見しがたい経済情勢の変化その他やむを得ない事情を証する書面
②－２　経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】に通常要すべき費用を補償したことがわかる証明書

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 49 号（計画を取り消す際の公告（第 32 条））

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定められた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととしたため、公告する。

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

１　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇 【括〇】					

２　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした理由

以上

（記載要領）

１　森林の所在等の情報については、取り消すこととした経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。

２　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 50 号（計画を取り消す際の通知（第 32 条））

経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すことに関する通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（関係権利者名又は林業経営者名）

〇〇市町村長

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため通知する。

記

1　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇 【括〇】					

2　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした理由

以上

（記載要領）
1　森林の所在等の情報については、取り消すこととした経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
2　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

＜確知所有者不同意森林に係る特例＞
別記様式第 51 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に不同意の者に対する同意勧告（第 16 条））

勧　告　書

年　　月　　日

〇〇〇〇殿
（森林所有者名）

〇〇市町村長

森林経営管理法第 16 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 16 条】の規定により下記のとおり経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に同意するよう勧告する。

記

１　勧告の対象となる森林

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

２　勧告の対象となる経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】
（別添）

３　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に同意すべき理由

［注意事項］
１　当該勧告をした日から起算して２月以内に当該森林について経営管理の方針を示さず、かつ経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に同意をしなかった場合には、都道府県知事に対し、上記森林について裁定を申請することがあります。

以上

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 52 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に関する裁定申請（第 17 条））

裁定申請書

年　　月　　日

〇〇都道府県知事　　殿

〇〇市町村長

森林経営管理法第 17 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 17 条】の規定により下記のとおり、裁定を申請します。

記

1　当該申請に係る森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

2　当該申請に係る森林の森林所有者

フリガナ	
申出者の氏名	
住　所	〒

3　当該申請に係る森林についての経営管理の現況

4　希望する経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容
（別添）

5　その他参考となるべき事項
(1)　裁定を申請する理由
（勧告を実施した年月日、勧告の内容、市町村に当該森林の経営管理権を集積することが必要かつ適当とする理由等について記載すること。）
(2)　申請に係る森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情について記載すること。

以上

（記載要領）
1　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 53 号（申請のあった森林における確知森林所有者に対する通知（第 18 条））

裁定の申請に関する通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇殿
（森林所有者名）

〇〇都道府県知事

下記森林については、森林経営管理法第 17 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 17 条】の規定により裁定が申請されたので、同法第 18 条第１項【同法第 53 条において準用する同法第 18 条第１項】の規定により通知します。

なお、〇年〇月〇日までにこれに係る意見書を提出できますので、お知らせします。

記

１　森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

２　裁定を申請した市町村名
〇〇市町村

３　〇〇市町村が希望する経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容

４　その他参考となる事項
（〇〇市町村から提出された裁定の申請書の写し等）

以上

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 54 号（計画に同意しない旨の意見書（第 18 条））

裁定の申請に関する意見書

年　　月　　日

〇〇都道府県知事　　殿

住　　所：〇〇〇〇
氏名又は名称：〇〇〇〇

年　月　日付けの〇〇市町村からの裁定の申請に関する通知について、下記のとおり意見書を提出します。

記

1　申出者

フリガナ	
申出者の氏名 （又は名称）	
住　所	〒
電話番号	

2　当該森林について有する権利の種類及び内容

3　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容に同意しない理由

4　当該森林の利用の状況及び利用計画

5　意見の趣旨及びその理由

6　その他参考となるべき事項

以上

（記載要領）

1　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 55 号（裁定の通知（第 20 条））

森林経営管理法第 19 条第１項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 19 条第１項】に規定する裁定に関する通知書（裁定の申請の棄却の通知書）

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿
（確知森林所有者に通知する場合は当該森林所有者名）

〇〇都道府県知事

（裁定をする場合）
　　年　　月　　日付けで森林経営管理法第 17 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 17 条】の規定による裁定の申請のあった下記の森林について、同法第 19 条第１項【同法第 53 条において準用する同法第 19 条第１項】の規定により裁定をしたので、下記のとおり通知します。

（申請を棄却する場合）
　　年　　月　　日付けで森林経営管理法第 17 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 17 条】の規定による裁定の申請のあった下記の森林について、申請を棄却したので下記のとおり通知します。

記

１　森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

２　裁定の内容（申請の内容）

３　裁定の理由（棄却した理由）

４　その他必要な事項

（確知森林所有者に通知する場合の教示）
１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 56 号（裁定の内容の変更に係る通知（第 20 条））

森林経営管理法第 19 条第 1 項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 19 条第 1 項】に規定による
裁定の変更に関する通知書

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿
（確知森林所有者に通知する場合は当該森林所有者名）

〇〇都道府県知事

　　年　　月　　日付けで行った裁定について、下記のとおり変更したので、森林経営管理法第 20 条第 1 項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 20 条第 1 項】の規定により下記のとおり通知します。

記

1　森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

2　変更内容

3　変更理由

4　その他必要な事項

以上

（記載要領）
1　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 57 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（確知所有者不同意森林 ver））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第４条第１項の規定により経営管理権集積計画【森林経営管理法第 51 条第１項の規定により権利集積配分一括計画】を定めたため、同法第７条第１項【同法第 52 条第１項】の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】については、下記場所において公開する。

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

１　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	経営管理権の存続期間	【経営管理実施権の存続期間】	備考
集〇 【括〇】							

２　公開場所　　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）

３　本公告により、〇〇市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される【〇〇市町村に経営管理権及び経営管理受益権が、構想適合事業者に経営管理実施権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される】。

４　当該経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】は、森林経営管理法第 20 第３項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 20 条第３項】により、確知所有者不同意森林に係る同意みなしにより定められた計画であることから、不同意であり意見書を提出したにも関わらず同意したものとみなされた者は、次に掲げる場合において、〇〇市町村に計画の取消しを申し出ることができる。

(1)　経営管理実施権配分計画が定められていない場合であって、公告があった日から起算して５年を経過したとき。

(2)　経営管理実施権配分計画が定められている場合であっても、

①　経営管理実施権の設定を受けた民間事業者の同意を得ている場合。

②　予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。

【(1)　経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者の同意を得ている場合。

(2)　予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。】

以上

（記載要領）

１　森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

２　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 58 号（同意したとみなされた不同意森林所有者による取消申出（第 21 条、第 22 条））

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

住　　所：〇〇〇〇
氏名又は名称：〇〇〇〇

確知所有者不同意森林に係る取消しの申出

下記森林についての経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを申し出ます。

記

１．申出者

フリガナ	
申出者の氏名 （又は名称）	
住　所	〒
電話番号	

２　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）

３　当該申出の理由

以上

＜添付書類＞
⑴都道府県知事に提出した意見書

（当該森林について経営管理実施権が設定されている場合）
⑴に加え①、②のいずれかの書面を併せて添付すること（②の場合は②－１及び②－２両方）
①　経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】の同意書
②－１　予見しがたい経済情勢の変化その他やむを得ない事情を証する書面
②－２　経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】に通常要すべき費用を補償したことがわかる証明書

（記載要領）
１　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第59号（計画を取り消した際の公告（第23条））

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため、公告する。

　　年　　月　　日

〇〇市町村長

記

1　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
集〇 【括〇】				

2　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした理由

以上

（記載要領）

1　森林の所在等の情報については、取り消す経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。

2　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 60 号（計画を取り消した際の通知（第 23 条））

経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇殿
（関係権利者名又は林業経営者名）

〇〇市町村長

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため通知する。

記

１　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
集〇 【括〇】					

２　経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした理由

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消すこととした経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
２　経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

＜経営管理支援法人＞
別記様式第 61 号（市町村森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（参考例）（第 57 条））

〇〇市経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 57 条第１項の規定に基づく経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）
第２条　法第 57 条の第１項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営管理支援法人申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。
２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
一　定款
二　登記事項証明書
三　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
四　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
五　前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
六　当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
七　これまでの森林の集積・集約化に関する活動実績を記載した書面
八　法第 58 条各号に規定する業務に関する計画書
九　前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

（支援法人の指定）
第３条　市町村の長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 57 条第１項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。
一　申請者が、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は森林の集積・集約化を図る活動を行うことを目的とする会社等であること。
二　第８条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から〇年を経過しない者でないこと。
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から〇年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
四　役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
イ　未成年者
ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から〇年を経過しない者
ニ　心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
ホ　暴力団員等
五　申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 58 条各号に規定する業務として適切なものであること。
六　申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
七　申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
２　前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して〇年とする。
３　市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、経営管理支援法人指定書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）
第４条　法第 57 条第３項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第３号）により行うものとする。
２　支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）
第５条　支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第５号）により市長に届け出るものとする。
２　市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第 57 条第１項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）
第６条　支援法人は、市長から求めがあった場合には、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）
第７条　市長は、法第 59 条第２項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）
第８条　市長は、法第 59 条第３項の規定により、支援法人が法第 59 条第２項の規定による命令に違反したときのほか、第３条第１項第１号、第３号若しくは第４号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第３条の規定による指定を取り消すことができる。
２　市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第６号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、〇年〇月〇日から施行する。

この要綱（例）は、一般的な記載例として掲載しているものです。
地域の実情や支援法人に求める業務の内容に応じて要件を追加するなど、
適宜修正のうえご活用ください。

（様式第１号　第２条関係）

経営管理支援法人指定申請書

年　月　日

〇〇市町村長

（法人の住所）
（法人の名称又は商号）
（代表者氏名）
（事務所又は営業所の所在地）

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 57 条第１項の規定による経営管理支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

１　定款
２　登記事項証明書
３　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
４　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
５　前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
６　当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
７　これまでの森林の集積・集約化に関する活動実績を記載した書面
８　法第 58 条各号に規定する業務に関する計画書
９　その他業務に関し参考となる書類

以上

（様式第２号　第３条関係）

経営管理支援法人指定書

年　月　日

（法人の住所）
（法人の名称又は商号）

〇〇市町村長

　　年　月　日付の申請については、審査の結果、業務を適正かつ確実に行うことができると認められることから、下記のとおり森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 57 条第１項の規定による経営管理支援法人として指定します。

記

１　法人の名称又は商号：

２　法人の住所：

３　事務所又は営業所の所在地：

４　業務内容：

５　指定の期間：

６　指定にあたっての要件その他の事項：

以上

（様式第３号　第４条関係）

名称等変更届出書

年　月　日

〇〇市町村長

（経営管理支援法人の名称）
（代表者氏名）

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 57 条第３項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年　月　日	
変更する事項	□法人の名称又は商号 □法人の住所 □法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

（様式第４号　第４条関係）

業務変更届出書

年　月　日

〇〇市町村長

（経営管理支援法人の名称）
（代表者氏名）

〇〇市経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第４条第２項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年　月　日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

（様式第５号　第５条関係）

業務廃止届出書

年　月　日

〇〇市町村長

（経営管理支援法人の名称）
（代表者氏名）

経営管理支援法人の業務を廃止したので、〇〇市経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第５条第１項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年　　月　　日
廃止の理由	

（様式第６号　第８条関係）

経営管理支援法人指定取消書

年　月　日

（経営管理支援法人の名称）
（代表者氏名）　　様

〇〇市町村長

〇〇市経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第８条の規定により、経営管理支援法人の指定を取消します。

指定取消年月日	年　　月　　日
指定取消の理由	

別記様式第 62 号（森林所有者関連情報提供請求書（第 60 条）（参考様式１））

森林所有者関連情報提供請求書

年　月　日

〇〇市町村長　殿

（法人の住所）
（氏名または名称）

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 60 条第２項の規定に基づき、下記１の対象森林の所有者関連情報の提供を下記のとおり求めます。

記

１．対象森林の所在及び地番
（土地）
所在　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
地番　〇番〇

２．業務の種類及び内容
業務の種類　法第 58 条第４号に基づく業務
業務の内容　間伐等の施業の一体的・効率的な実施を支援するための森林所有者の確認。

３．森林所有者関連情報の提供を求める理由
所有森林において間伐等を行う意向のある者がおり、１の森林を含む隣接森林もまとめることが合理的であることから、以上の者から、当法人に対し、隣接森林所有者の情報提供に係る要請があった。１の森林等は集落にも近く管理が必要な森林であり、公益的機能の発揮の観点から施業が必要である。
ついては、対象森林の登記事項証明書を取得したところ、所有権の登記名義人として〇〇　〇〇及びその住所が記載されていた。そこで、当該住所に宛てて所有者であるか否かを確認する旨の書面の送付を行ったところ、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた。
そのため、貴市において森林所有者として記録されている者の氏名又は名称、住所及び連絡先を取得する必要がある。

４．その他森林の所有者関連情報の提供について必要な事項
（１）個人情報の安全管理のための措置の概要
①　基本方針の策定
個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針を策定している。
②　個人データの取扱いに係る規律の整備
個人データの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める取扱規程を策定している。
③　組織的安全管理措置
個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業者及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など、組織体制の整備を行っている。また、法令、①の基本方針又は②の取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。
④　人的安全管理措置

年１回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。

⑤　物理的安全管理措置

盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を施錠できる書庫に保管している。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体にあってはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用している。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用している。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用している。個人データが記載された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行っている。

⑥　技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザーID 及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

（２）誓約事項

次の３点について誓約します。

①　取得した森林所有者関連情報を本業務の実施以外の目的で利用しないこと。

②　取得した森林所有者関連情報について、所有者本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。

③　本業務を実施しないことになった場合には、取得した森林所有者関連情報を適切に廃棄すること。

※２～４に掲げた内容は記載例である。

別記様式第 63 号（森林所有者関連情報同意依頼書（第 60 条）（参考様式２））

森林所有者関連情報同意依頼書

年　月　日

〇〇〇〇殿
（森林所有者名）

〇〇市町村長

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 60 条第２項の規定に基づき、下記２の法第 57 条第１項に規定する経営管理支援法人から、その業務の実施のため、下記３の土地について下記４の業務を行うために森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者関連情報の提供の求めがありました。つきましては、林地台帳に記録されている下記１の森林所有者関連情報を、下記２の者に提供することについて同意いただけるかどうか、〇年〇月〇日までに、同封の確認書にて、御回答をお願いいたします。

記

１．提供の対象となる森林所有者関連情報
　氏名　〇〇　〇〇
　住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
　連絡先　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

２．経営管理支援法人
　名称　特定非営利活動法人〇〇
　住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
　注：経営管理支援法人が一般社団法人であるときは、森林所有者関連情報の提供先として、「〇〇法人及びその所属事業者」と明記することも考えられる。

３．対象森林の所在及び地番又は家屋番号
　（土地）
　所在　〇県〇〇市〇〇町〇丁目
　地番　〇番〇

４．業務の種類及び内容
　業務の種類　法第 57 条第４号に基づく業務
　業務の内容　間伐等の施業の一体的・効率的な実施を支援するための森林所有者の確認。

【留意事項】
〇　同意いただけなかった場合や回答いただけなかった場合、上記１の森林所有者関連情報が提供されることはありません。
〇　上記２の者は、上記１の情報の提供の請求に当たり、以下の点について誓約しています。
　①　取得した森林所有者関連情報を本業務の実施以外の目的で利用しないこと。
　②　取得した森林所有者関連情報について、所有者本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
　③　本業務を実施しないことになった場合には、取得した森林所有者関連情報を適切に廃棄すること。

（送付先・お問合せ先）
〇〇市　〇〇部　〇〇課　担当：〇〇
住所　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

以上

別記様式第 64 号（森林所有者の同意書（第 60 条）（参考様式３））

森林所有者関連情報提供についての確認書

年　月　日

〇〇市町村長　殿

〇〇〇〇
（森林所有者名）

〇年〇月〇日付でお尋ねのあった森林所有者関連情報を提供することについて、

□　同意します。
※下記１の所有者関連情報の一部に提供することに同意しないものがある場合は、当該提供することに同意しない情報が何か分かるよう、以下に記載をお願いします。
　下記１の所有者関連情報のうち、提供することに同意しないもの：（　）

□　同意しません。

記

１．提供される森林所有者関連情報
　氏名　〇〇　〇〇
　住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
　連絡先　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

２．情報提供を受ける者
　名称　特定非営利活動法人〇〇
　住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

※囲み内だけご記入ください。

注：囲み内以外の「〇〇（空欄）」の箇所は、市町村により予め記入した上で、参考様式２を同封して送付することが考えられる。
注：情報提供を受ける者が一般社団法人であるときは、例えば「〇〇法人及びその所属事業者」と記載することも考えられる。

別記様式第 65 号（情報提供書（第 60 条）（参考様式４））

森林所有者関連情報提供書

年　月　日

（経営管理支援法人の名称）
（代表者氏名）　　様

〇〇市町村長

〇年〇月〇日付で求めのあった森林所有者関連情報について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 60 条第２項の規定に基づき、下記のとおり提供します。

記

対象森林の所在及び地番	土地	所在：〇県〇〇市〇〇町〇丁目 地番：〇番〇
森林所有者関連情報	氏名又は名称	〇〇　〇〇
	住所	住所　〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇
	連絡先	連絡先　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

注：森林所有者が異なる場合や、所有者が複数人いる場合（共有である場合）には、適宜欄を追加するなどして様式を活用。

以上

別記様式第 66 号（森林所有者関連情報を提供できないことの通知書（第 60 条）（参考様式５））

森林所有者関連情報を提供できないことの通知書

年　月　日

（経営管理支援法人の名称）
（代表者氏名）　　様

〇〇市町村長

〇年〇月〇日付で求めのあった下記１の森林所有者関連情報について、下記２の理由により提供することができないため、通知します。

記

１．対象森林の所在及び地番
（土地）
所在　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
地番　〇番〇

２．森林所有者関連情報を提供することができない理由
（例１）森林所有者関連情報を提供することについて、本人から同意しない旨の回答があったため。
（例２）森林所有者関連情報を提供することについて、本人の同意を取得しようとしたが、（情報提供同意取得書は本人に届いたが期日までに回答がなかった／情報提供同意取得書が宛先不明で返送されたため本人に届かなかった）ため。
（例３）対象森林は林地台帳に記録されておらず、求めがあった森林所有者関連情報を保有していないため。
（例４）実施しようとする業務が経営管理支援法人としての業務に該当せず（経営管理支援法人としての業務のために必要とは言えず）、森林所有者関連情報の提供の請求と認められないため。

注：行政不服審査法上の取扱いにも留意すること。

以上

別記様式第 67 号－①（経営管理権集積計画の作成申出（第 61 条））

経営管理権集積計画作成申出書

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

〇〇〇〇
（申請者氏名・名称）

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり経営管理権集積計画の作成を希望しますので申し出ます。

記

１．申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
主たる事務所の所在地	〒
電話番号	

２．経営管理権集積計画の作成を希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	森林の現況	経営管理の状況	備考（境界の把握状況や申出者以外に使用収益を目的とする権利を有する者の有無等）

※経営管理権集積計画の作成を希望する森林の位置が分かる地図を添付すること。
※所在、地番、林班、面積などが分からない場合には、記載不要

３．その他参考となるべき事項

（留意事項）
１　本申出書はあくまで市町村に対し経営管理集積計画を作成するよう申出するものであり、経営管理集積計画の作成にいたらないこともあります。

（備考）
１　経営管理集積計画の作成を希望する森林の欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

以上

別記様式第 67 号－②（集約化構想作成の申出（第 61 条））

集約化構想作成申出書

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

〇〇〇〇
（申請者氏名・名称）

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり集約化構想の作成を希望しますので申し出ます。

記

1　申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
主たる事務所の所在地	〒
電話番号	

2　集約化構想の作成を希望する森林

所在・地番	林班・小班	面積（ha）	備考

※集約化構想の作成を希望する森林の位置が分かる地図を添付すること。
※所在、地番、林班、面積などが分からない場合には、記載不要

3．その他参考となるべき事項

（留意事項）
1　本申出書はあくまで市町村に対し集約化構想を作成するよう申出するものであり、集約化構想の作成にいたらないこともあります。

（備考）
1　集約化構想の作成を希望する森林の欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

以上

＜災害等防止措置命令等＞
別記様式第 68 号（災害等防止措置命令（第 62 条））

災害等防止措置命令書

年　　月　　日

〇〇〇〇殿

〇〇市町村長

下記森林は災害等防止措置を講ずる必要があるため、下記のとおり命ずる。

記

1　講ずべき災害等防止措置の内容

(1)　災害等防止措置命令の対象となる森林

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

(2)　災害等防止措置を講ずる方法、伐採後に植栽を行う場合にあっては伐採後に植栽する樹種別の植栽本数

2　災害等防止措置命令の年月日及び履行期限

3　災害等防止措置命令を行う理由

4　森林経営管理法第 63 条第１項各号の規定に該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨

（教示）

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

［注意事項］

この通知に定められた伐採又は保育を実施した場合には、遅滞なくその旨を書面により報告すること。

以上

（注）

１．災害等防止措置命令の対象となる森林の位置を示す森林計画図等を添付する。

別記様式第69号（災害等防止措置を講ずべき森林の森林所有者を確知できない場合の公告（第63条））

公　　告

下記森林は災害等防止措置を講ずる必要があるため、森林経営管理法第63条第1項の規定に基づき公告する。

年　　月　　日

〇〇市町村長

記

1　この公告は、下記の森林の森林所有者に対し、災害等防止措置を講ずべきことを命ずるにあたり、当該森林所有者を確知できないことから行うものである。

2　下記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して〇〇月以内に、次に掲げる災害等防止措置を講ずるものとする。

3　上記期限までに当該措置を講じないときは、〇〇市町村が当該措置を講じ、当該措置に要した費用を当該森林所有者から徴収することがある。

（講ずべき災害等防止措置の内容）

(1)　災害等防止措置を講ずべき森林

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）
①				
②				

(2)　災害等防止措置を講ずる方法、伐採後に植栽を行う場合にあっては伐採後に植栽する樹種別の植栽本数

以上

＜都道府県による森林経営管理事務の代替執行＞
別記様式第 70 号（代替執行に係る規約（第 68 条）（模範例））

〇〇都道府県

森林経営管理事務の代替執行に関する規約

〇〇市町村

年　　月　　日

（代替執行を行う森林経営管理事務の範囲）
第１条　〇〇市町村における次に掲げる事務（以下「代替執行事務」という。）の管理及び執行を〇〇都道府県が代替執行するものとする。
(1)　意向調査に関する事務
(2)　経営管理権集積計画の作成に関する事務
(3)　市町村森林経営管理事業に関する事務
(4)　経営管理実施権配分計画の作成に関する事務

（代替執行事務の管理及び執行方法）
第２条　前条に掲げる事務の管理及び執行については、〇〇市町村の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（代替執行事務に要する経費の支弁の方法）
第３条　代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、〇〇市町村の負担とし、〇〇市町村はあらかじめ、これを〇〇都道府県に交付するものとする。
２　前項の経費の額及び交付の時期は、〇〇都道府県知事が〇〇市町村長と協議して定める。この場合において、〇〇市町村長は、あらかじめ、代替執行事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を〇〇都道府県知事に送付しなければならない。

（予算の計上）
第４条　〇〇都道府県知事は、代替執行事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、〇〇都道府県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（経費の繰越使用）
第５条　〇〇都道府県知事は、各年度において、その代替執行事務の執行にかかる予算に残額がある場合においては、これを翌年度における代替執行事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、〇〇都道府県知事は繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに〇〇市町村長に提出しなければならない。

（連絡会議）
第６条 〇〇都道府県知事は、代替執行事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、〇〇市町村長と年〇回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、〇〇市町村長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）
第７条 代替執行事務の管理及び執行について適用される〇〇都道府県又は〇〇市町村の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、〇〇都道府県知事又は〇〇市町村長は、あらかじめ〇〇市町村長又は〇〇都道府県知事に通知しなければならない。
２　〇〇都道府県又は〇〇市町村は前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附　則

1　この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2　〇〇市町村長は、この規約の告示の際、併せて代替執行事務に関する〇〇都道府県知事の条例が、〇〇市町村長に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3　代替執行事務の全部若しくは一部を廃止する場合においては、当該代替執行事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、〇〇都道府県知事がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに〇〇市町村長に還付しなければならない。

以上

別記様式第 71 号（代替執行に係る規約の公告（第 68 条））

公　　告

　　年　　月　　日

〇〇都道府県知事

　森林経営管理法第 68 条の規定により、〇〇市町村の事務を代替執行するため、下記のとおり規約を定め、事務を代替執行する。

記

１．森林経営管理事務の代替執行に関する規約

以上

＜集約化構想＞
別記様式第 72 号（集約化構想の様式（第 43 条））

○○市町村（○○地域）集約化構想

○○市町村

作成年月日	年　月　日
変更年月日	年　月　日
協議の実施年月日	年　月　日
集約化構想の期間	年　月　日～　年　月　日
市町村名	○○市町村
地域名	大字◆◆地域 （△林班、△林班）

1　一体経営管理森林の区域

整理番号	所在・地番	林班（林小班）	面積（ha）	備考
区域１				
区域２				

※備考には、森林経営計画作成済など、既に集約化されている箇所や面積等の記載を推奨

2　１に掲げる区域における経営管理の方針

整理番号	経営管理の方針
共通事項	
区域１	
区域２	

3　２に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

（１）経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）及び（２）経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）

整理番号	所在・地番	林小班	面積（ha）	適合事業者の名称	適合事業者の住所
区域１					
区域２					

4　３に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置の方針

（１）森林経営管理制度の活用方法

（２）路網整備の計画

（３）森林所有者の同意取得に向けた方針

（４）その他

※　以下のような事項について、何らかの措置を講ずる場合に記載。欄は適宜追加する。
　　施業の共同化、施設の整備・利用の共同化、鳥獣被害・森林病害虫対策、
　　原木の安定供給・高付加価値化、施業の省力化・低コスト化、生物多様性への配慮　等

５　林道の開設及び改良に関する計画（任意記載）

単位　延長：km　面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５か年分	対図番号	備考

６－１　施業実施協定の締結に関する事項（任意記載）

（１）目的となる森林の区域及び面積　【森林法第 10 条の 11 第３項第１号】

整理番号	所在				面積（ha）
	番号	字	地番	林小班	
区域１	１				
区域１	２				

（２）森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期等　【森林法第 10 条の 11 第３項第２号】

整理番号	番号	施業の種類	面積（ha）	樹種	時期	実施の方法（実行形態等）
区域１	１					
区域１	２					

（３）作業路網その他の施設の設置及び維持運営　【森林法第 10 条の 11 第３項第３号】

整理番号	作業路網その他の施設	設置場所（別図）	設置者	施設の規格	維持運営の内容・方法	維持運営に要する費用の負担方法
区域１	森林作業道					
区域１	土場					

（４）施業実施協定の有効期間【森林法第 10 条の 11 第３項第４号】

（５）施業実施協定に違反した場合の措置【森林法第 10 条の 11 第３項第５号】

※　別図を添付

６－２　施業施設協定の締結に関する事項（任意記載）

（１）目的となる森林の区域及び面積　【森林法第 10 条の 11 の９第２項第１号】

整理番号	所在				面積（ha）
	番号	字	地番	林小班	
区域1	1				
区域1	2				

（２）施業施設の設置又は維持運営　【森林法第 10 条の 11 の９第２項第２号】

整理番号	施業施設	施設位置（別図）	設置者	施設の規格	維持運営の内容・方法	維持運営に要する費用の負担方法
区域１	森林作業道					
区域１	土場					

（３）施業施設協定の有効期間【森林法第 10 条の 11 の９第２項第３号】

（４）施業施設協定に違反した場合の措置【森林法第 10 条の 11 の９第２項第４号】

※　別図を添付

７　その他（任意記載）

（別紙）構想森林、構想適合事業者を示した地図

別記様式第 73 号（集約化構想の意見聴取（第 43 条））

年　月　日

〇〇〇〇　殿
（意見照会先）

〇〇市町村長

集約化構想の作成に係る意見照会について

下記森林について、森林経営管理法第 43 条１項の規定により、集約化構想を定めることとしため、同法第 43 条第７項の規定により、意見照会を行います。
集約化構想の作成に関し、意見がある場合には、　年　月　日までに書面にて提出してください。

記

１　対象地域（協議の対象地域）
〇〇市町村　大字◆◆地域（△林班、△林班）

２　集約化構想の内容
別添のとおり

３　意見提出先
（提出場所）
（提出期限）

別記様式第 74 号（集約化構想の意見提出（第 43 条））

年　月　日

〇〇市町村長　殿

（意見照会者）

集約化構想の作成に係る意見照会について（回答）

年　月　日付の〇〇市町村からの意見照会について、下記のとおり意見書を提出します。

記

1　申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
住所・所在地	
電話番号	

2　意見（趣旨及び理由）

3　その他参考となるべき事項

以上

別記様式第 75 号（集約化構想を定め、又は変更する際に行う縦覧（第 43 条））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第 43 条第１項（第６項）の規定により集約化構想を定める（変更する）にあたり、同法第 43 条第８項の規定に基づき、計画案を縦覧に供する。

年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　縦覧期間
　　年　月　日（曜日）から　年　月　日（曜日）まで

２　縦覧場所
　　〇〇〇〇

３　意見の提出
　　ご意見のある方は、縦覧期間終了日までに〇〇〇まで書面で意見を提出してください。

４　集約化構想の対象地域
　　〇〇市町村　大字◆◆地域（△林班、△林班）

５　一体経営管理森林の区域（※一体経営管理森林ごとに整理。）

整理番号	所在・地番	林小班	面積（ha）
1	※列記、別表での整理可		
2			

以上

別記様式第 76 号（集約化構想を定め、又は変更する際に行う縦覧に係る意見提出（第 43 条））

年　月　日

〇〇市町村長　殿

（意見提出者）

集約化構想の作成（変更）に係る意見について（提出）

集約化構想の作成（変更）について、下記のとおり意見書を提出します。

記

1　申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
住所・所在地	
電話番号	

2　意見（趣旨及び理由）

3　その他参考となるべき事項

以上

別記様式第 77 号（集約化構想を定め、又は変更した場合の公告（第 43 条））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第 43 条第１項（第６項）の規定により集約化構想を定める（変更する）にあたり、同法第 43 条第９項の規定により公告する。

なお、定めた（変更した）集約化構想については、下記場所において公開するものとする。

年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　集約化構想の対象地域

〇〇市町村　大字◆◆地域（△林班、△林班）

２　一体経営管理森林の区域（※一体経営管理森林ごとに整理。）

整理番号	所在・地番	林小班	面積（ha）
区域１	※列記、別表での整理可		
区域２			

３　公開場所　　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）

以上

別記様式第 78 号（協議の結果の取りまとめ（第 45 条））

年　月　日

協議の結果の取りまとめについて

〇〇市町村

森林経営管理法第 45 条第１項の規定に基づき、協議の結果を取りまとめる。

記

１　協議の実施状況

（１）協議の対象地域
〇〇市町村　大字◆◆地域（△林班、△林班）

（２）協議の実施時期
年　月　日

（３）協議の出席者
何某１、何某２、何某３・・・

２　協議の結果について
別紙のとおり

（別紙）

協議の結果

協議の結果を整理。
※１　協議の結果、合意に至らなかった事項については空欄とする。
※２　詳細は後に集約化構想で記載することから、本紙は概略的な記載で良い。また、集約化構想の位置づけについて市町村一任となっている場合はその旨記載。

１　一体経営管理森林の区域

整理番号	所在・地番	林班（林小班）	面積（ha）	備考
区域１				
区域２				

※備考には、森林経営計画作成済など、既に集約化されている箇所や面積等の記載を推奨

２　１に掲げる区域における経営管理の方針

整理番号	経営管理の方針
共通事項	

区域１	
区域２	

３　２に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

（１）経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）及び（２）経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）

整理番号	所在・地番	林小班	面積（ha）	適合事業者の名称	適合事業者の住所
区域１					
区域２					

４　３に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置の方針

（１）森林経営管理制度の活用方法

（２）路網整備の計画

（３）森林所有者の同意取得に向けた方針

（４）その他

※　以下のような事項について、何らかの措置を講ずる場合に記載。欄は適宜追加する。
　　施業の共同化、施設の整備・利用の共同化、鳥獣被害・森林病害虫対策、
　　原木の安定供給・高付加価値化、施業の省力化・低コスト化、生物多様性への配慮　等

５　林道の開設及び改良に関する計画（任意記載）

単位　延長：km　面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５か年分	対図番号	備考

６－１　施業実施協定の締結に関する事項（任意記載）

（１）目的となる森林の区域及び面積　【森林法第 10 条の 11 第３項第１号】

整理番号	所在				面積（ha）
	番号	字	地番	林小班	
区域1	1				
区域1	2				

（２）森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期等 【森林法第 10 条の 11 第３項第２号】

整理番号	番号	施業の種類	面積(ha)	樹種	時期	実施の方法(実行形態等)
区域１	１					
区域１	２					

（３）作業路網その他の施設の設置及び維持運営 【森林法第 10 条の 11 第３項第３号】

整理番号	作業路網 その他の施設	設置場所 (別図)	設置者	施設の規格	維持運営の 内容・方法	維持運営に要する費用の負担方法
区域１	森林作業道					
区域１	土場					

（４）施業実施協定の有効期間【森林法第 10 条の 11 第３項第４号】

（５）施業実施協定に違反した場合の措置【森林法第 10 条の 11 第３項第５号】

※ 別図を添付

６－２ 施業施設協定の締結に関する事項（任意記載）

（１）目的となる森林の区域及び面積 【森林法第 10 条の 11 の９第２項第１号】

整理番号	所在				面積 (ha)
	番号	字	地番	林小班	
区域1	1				
区域1	2				

（２）施業施設の設置又は維持運営 【森林法第 10 条の 11 の９第２項第２号】

整理番号	施業施設	施設位置 (別図)	設置者	施設の規格	維持運営の 内容・方法	維持運営に要する費用の負担方法
区域１	森林作業道					
区域１	土場					

（３）施業施設協定の有効期間【森林法第 10 条の 11 の９第２項第３号】

（４）施業施設協定に違反した場合の措置【森林法第 10 条の 11 の９第２項第４号】

※ 別図を添付

７ その他（任意記載）

（別紙）構想森林、構想適合事業者を示した地図

別記様式第 79 号（経営管理の意向調査（第 45 条））

所有山林に関する意向調査

こちらは〇〇市役所△△課です。

〇〇市では、現在、森林資源の循環利用を図っていくため、令和８年４月に施行された「改正森林経営管理法」に基づいて、市内に山林を有する森林所有者の皆様の今後の所有山林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて、林業事業者に森林の経営管理を委ねることなどについて検討していくこととしています。

今回、□□地区の森林所有者の皆さんを対象に、意向調査を実施することといたしました。

御手数ですが、この用紙に必要事項を記入して頂き、〇月〇日までに同封した返信用封筒で返送して頂きますようよろしくお願いします。

今後、森林経営管理法の内容や、所有されている森林の状況などについて説明会の開催も予定しており、連絡先の確認のため、下記の住所・氏名のご確認及び連絡先のご記入をお願いします。

住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

それでは、所有山林について伺います。

◎　あなたの所有する山林のうち今回意向等を伺わせて頂く山林（以下「対象山林」とします。）

所在・地番	地　目	面　積

問１　今回のアンケートは、×××（例えば「３１年４月の林地台帳」）の情報をもとに送付していますが、対象山林についてあてはまる番号に〇をつけてお答え下さい。

① 上記の山林は自分の所有で間違いない。（問２へ）
② 上記の山林は自分の所有ではない。（問１－２へ）
③ 上記の山林を自分が所有していることをしらなかった。（問２へ）
④ 上記の山林が自分の所有かどうかわからない。

問１－２　もし、森林所有者がおわかりでしたらお知らせ下さい。

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（問１で①又は③とお答えになった方）

問２　現在の対象山林の管理や手入れの状況について

対象山林について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

① 日常的な管理（見回り）や整備を自分で行っている。

② 日常的な管理（見回り）は自分で行っているが、整備（間伐などの施業）はほかの人（あるいは団体）に委託している。

③ 日常的な管理（見回り）も整備（間伐などの施業）もほかの人（あるいは団体）に委託している。

④ 日常的とはいえないが、３年以内に管理（見回り）や整備（間伐などの施業）を自分もしくはほかの人（あるいは団体）が行った。

⑤ 特に管理も整備もしていない。

⑥ その他　（　　）

問３　対象山林について、過去１０年以内に間伐等の整備をされましたか？わかる範囲でお答え下さい

① 整備をした　（内容（わかる範囲で）：　　（例：△年△月に間伐））

② 整備をしていない

③ わからない

④ その他（　　）

◎　令和８年４月に施行された「改正森林経営管理法」は、森林資源の持続的な利用を図ることが可能と見込まれる地域において、市町村と林業経営体、森林所有者等地域の関係者の皆様が協議等を行った上で、森林所有者の方々が自ら管理することが難しい山林を中心に、市町村を介して林業経営体に経営や管理を委託できる法律です。なお、林業経営体への委託が困難な場合には、市町村が森林の経営や管理を行う（状況により林業経営体に再委託する）場合もあります。

市町村や林業経営体が経営や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールに基づき、利益の一部が森林所有者に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）

また、森林所有者と林業経営体の双方が合意した場合には、森林及び土地の所有権移転も可能です。

この制度の利用を御検討する方は、次の問４で④又は⑤を選択してください。

問４　対象山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。

① 自分で経営や管理をしていきたい。（今後の施業予定：　　）

② 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。（想定している委託先：　　）

③ 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定：　　）

④ 林業経営体や市に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。

⑤ 森林を手放したい（森林の売却又は寄付等）

⑥ その他　（　　）

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

※　本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象山林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において経営や管理を委ねる、森林を手放すことを希望されることをもって、市や林業経営体が森林の経営や管理の委託を受けること等をお約束するものではありません。

＜集約化構想の特例等＞
別記様式第 80 号（関係権利者に関する情報提供の申出（第 46 条））

関係権利者に関する情報提供の申出書

年　　月　　日

市町村長（都道府県知事）　殿

住　所
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　申出者　氏名
電話番号

次の森林について、関係権利者に関する情報の提供を受けたいので、森林経営管理法第46条の規定により申し出ます。

１　情報の提供を申し出る森林の所在及び情報の利用目的

	番号	市町村	大　字	字	地　番
森林の所在	1				
	2				
	3				
関係権利者に関する情報の利用目的					
備　　考					

注意事項
① 森林の所在欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
② 関係権利者に関する情報の利用目的欄は、「森林所有者に対し集積・集約化に向けた働きかけを行い、集約化構想に定めた内容について森林所有者から同意を取得するため」など具体的に記載すること。
③ 備考欄には、情報の提供を受けるに当たり、希望する提供の方法があれば記載すること。
④ 情報の提供を申し出る森林が多数ある場合には、それらの一覧を別で添付してもかまわない。

２．その他関係権利者の情報の提供にあたり必要な事項
（１）個人情報の安全管理のための措置の概要
① 基本方針の策定
個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針を策定している。
② 個人データの取扱いに係る規律の整備
個人データの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める取扱規程を策定している。
③ 組織的安全管理措置
個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業者及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など、組織体制の整備を行っている。また、法令、①の基本方針又は②の取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。
④ 人的安全管理措置
年１回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。
⑤ 物理的安全管理措置
盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を施錠できる書庫に保管している。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体にあってはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用している。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用している。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄

する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用している。個人データが記載された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行っている。

⑥　技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザーID　及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

（２）誓約事項

次の３点について誓約します。

①　取得した情報を申出の利用目的以外の目的で利用しないこと。

②　取得した情報について、所有者本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。

③　集約化構想の実現に向けて取り組まないことになった場合には、取得した情報を適切に廃棄すること。

※２に掲げた内容は記載例である。

別記様式第81号（筆界特定申請書（第47条））

筆界特定申請書

令和〇年〇月〇日※1

〇〇法務局※2　筆界特定登記官　殿

申請の趣旨※3

申請人及び代理人の表示

申請人※4の名称

申請人代理人※4

筆界特定添付書面等の表示※5

□同意書　□調査結果書　□固定資産評価証明書※6

□現地案内図　□集約化構想における構想森林を示した地図

□林地台帳の写し　□森林境界保全図等

□手数料計算書　□対象土地の計測データ

□その他（　　）

1　対象土地及び対象土地に係る所有権登記名義人等の表示※7
甲地 不動産番号 所　　在 地　　番 地　　目 地　　積 所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所 価　　格
乙地 不動産番号 所　　在 地　　番 地　　目 地　　積 所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所 価　　格

２　関係土地及び関係土地に係る所有権登記名義人等の表示※８

関係土地１

不動産番号

所　　在

地　　番

地　　目

地　　積

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

関係土地２

不動産番号

所　　在

地　　番

地　　目

地　　積

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

３　筆界特定を必要とする理由※９

4　対象土地及び関係土地の状況※10
5　申請人が対象土地の筆界として主張する線及びその根拠※11
6　申請人が当該申請をすることについて同意した者が、特定の線を主張するときは、その主張を聞き取った内容※12
7　関係人が筆界として特定の線を主張するときは、その主張を聞き取った内容
8　筆界確定訴訟の有無※13
□　無 □　係属中（　　裁判所　事件番号　令和　　年（　）　　号 当事者の表示　原告　　被告　　）
9　申請情報と併せて提供する意見又は資料※14

手数料印紙はり付け欄（収入印紙をはってください。）
手数料額※15

（○○○○○※16　法　務　春　子　職印）※17

※１　筆界特定の申請年月日の表示（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。以下「規則」という。）第 207 条第３項第 10 号）である。

※２　筆界特定の申請をする法務局等の表示（規則第 207 条第３項第 11 号）である。

※３　申請の趣旨は、必要的筆界特定申請情報（筆界特定申請情報の内容として提供されないときは、申請の却下事由となる情報をいう。以下同じ。）である（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 131 条第３項第１号）。申請の趣旨においては、申請人が、対象土地の筆界について筆界の特定を求めていることを明らかにする。

※４　申請人の氏名又は名称及び住所は、必要的筆界特定申請情報である（法第 131 条第３項第２号）。

括弧書きとして、担当部署に関する情報を記載することが望ましい。

また、代理人によって筆界特定の申請をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名は、必要的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第２項第２号）。なお、代理申請を行う場合は、土地家屋調査士法（昭和 25 年第 228 号）第 68 条第１項の規定に留意すること。

※５　筆界特定添付情報があるときは、その表示を筆界特定申請情報の内容とすることとされている（規則第 207 条第３項第８号）。記載例では、提出するものの□を□にする方式により、添付情報を表示することとしている。

※６　固定資産評価証明書、現地案内図、手数料計算書は、法令上添付が要求されている筆界特定添付情報ではないが、手続の円滑な進行の観点から、できるだけ申請人が提供することが望ましい。

※７　対象土地の所在及び地番は、必要的筆界特定申請情報である（法第１３１条第３項第３号、規則第 207 条第２項第６号）。所在及び地番に代えて不動産番号を明らかにしてもよい（記載例では双方を記載しているが、一方でもよい。「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」（平成 17 年 12 月６日付け法務省民二第 2760 号民事局長通達）29）。地目及び地積は、必要的筆界特定申請情報ではないが、筆界特定登記官にとって参考となる情報として記載例に掲げている。

また、関係人の表示は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第３号）。記載例では、いずれの関係人がいずれの対象土地の所有権登記名義人等であるかを示すため、対象土地と当該対象土地に係る関係人とを併せて表示している。

※８　関係土地及び関係人の表示は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第２号及び第３号）。記載例では、いずれの関係人がいずれの関係土地の所有権登記名義人等であるかを示すため、関係土地と当該関係土地に係る関係人とを併せて表示している。

なお、筆界特定申請書に関係土地として表示された土地以外の土地であっても、筆界特定登記官が、関係土地となる可能性があるとして、手続上、関係土地と扱うことがあり得る。

※９　対象土地について筆界特定を必要とする理由（法第 131 条第３項第４号）とは、筆界特定の申請に至る経緯その他の具体的な事情をいい、必要的筆界特定申請情報である。筆界特定登記官が事案を早期に把握することが早期解決につながることからすると、できるだけ詳細な記載が望ましい。

※10　対象土地の状況は必要的筆界特定申請情報であり、関係土地の状況は任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第２項第７号、第３項第４号）。これらの事項を筆界特定申請情報の内容とするに当たっては、図面を利用する等の方法により具体的に明示することとされている（同条第４項）。

※11　筆界についての申請人の主張及びその根拠は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第５号）。

※12　対象土地の所有権登記名義人等である関係人の筆界についての主張は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第６号）。

※13　申請に係る筆界について筆界確定訴訟が係属している旨及び当該訴訟を特定するに足りる事項は任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第７号）。筆界確定訴訟が係属しているときは係属中の欄にチェックし、係属裁判所、事件番号、当事者を記載することとなる。

筆界確定訴訟が係属していないときは、その旨を明らかにする必要はないが、記載例では、筆界特定登記官に対する情報提供として、筆界確定訴訟が係属していない旨を明らかにしている。

※14　筆界特定の申請とともに意見又は資料を提出するときは、その表示は、任意的筆界特定申請情報である（規則第 207 条第３項第９号）。これを筆界特定申請情報の内容とするには、資料提出書を提出し、これを引用すれば足りる。

※15　申請手数料の額は、筆界特定申請情報とされていないが、記載例では、参考となる情報として記載している。

申請人が申請手数料の正確な額を算出できないときは、申請時には、申請手数料欄を空欄にしておき、後記 21 のとおりに手数料の一部を仮に納付し、不足額を納付するときに、申請手数料額を書き込むことが考えられる。

※16　代理人が資格者代理人である場合におけるその資格は、筆界特定申請情報ではないが、資格を記載することが望ましい。

※17　司法書士又は土地家屋調査士が代理人として申請書を作成したときは、職印を押印しなければならない（司法書士法施行規則（昭和 53 年法務省令第 55 号）第 28 条第 1 項、土地家屋調査士法施行規則（昭和 54 年法務省令第 53 号）第 26 条第 1 項）。

別記様式第 82 号（申請人たる市町村等の区域内に存する対象森林（土地）の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意書（第 47 条））

同　意　書

市町村長（都道府県知事）　殿

私は、私が所有権登記名義人等となっている下記甲地と、下記乙地との間の筆界について、▲市（町・村）が森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 47 条の規定に基づき筆界特定を申請することに同意します。

記

甲地
　所在
　地番

乙地
　所在
　地番

（同意者）
住所
氏名

別記様式第 83 号（調査結果書（第 47 条））

（別表１）

令和〇年〇月〇日　　**調査結果書**　　年第　　号

申請人

電話番号

1　本件筆界に対する意見

2　対象土地・関係土地に関する基礎情報

（1）本件対象土地

（2）対象土地周辺の土地の沿革及び本件筆界の形成の経緯

（3）所有権登記名義人等

区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記 年月日	その他の参 考情報

立会人	
住所	

氏名	
本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り □その他（社員証及び委任状）
所有権登記名義人との関係	□本人　□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者 □その他（）
立合・確認状況等	令和〇年〇月〇日　立会・確認（　　）

区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記 年月日	その他の参考情報

立会人	
住所	
氏名	
本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り □その他（社員証及び委任状）
所有権登記名義人との関係	□本人　□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者 □その他（）
立合・確認状況等	令和〇年〇月〇日　立会・確認（　　）

区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記 年月日	その他の参考情報

立会人	
住所	
氏名	
本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り □その他（社員証及び委任状）
所有権登記名義人との関係	□本人　□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者 □その他（）
立合・確認状況等	令和〇年〇月〇日　立会・確認（　　）

区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記 年月日	その他の参考情報

立会人	
住所	
氏名	
本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り □その他（社員証及び委任状）
所有権登記名義人との関係	□本人　□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者 □その他（）
立合・確認状況等	令和〇年〇月〇日　立会・確認（　　）

3　筆界に関する資料		
資料区分		資料番号
登記所保管資料	□土地登記記録	
	□土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
	□建物登記記録	
	□建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
	□旧土地台帳	
	□地図	
	□地図に準ずる図面	
	□閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面	
	□旧土地台帳附属地図（和紙公図）	
	□地積測量図・土地所在図	
	□筆界特定関係資料等	
	□基準点成果	
	□その他（　　）	
	□その他（　　）	
官公署等保管資料	□台帳申告書写し	
	□地籍図等	
	□国土調査等関係資料	
	□道路台帳	
	□道路台帳附属地図	
	□道路境界確定図等	
	□法定外公共物確定協議書等	
	□公共用地払下げ図面等	

	□河川法の適用河川境界承認図等	
	□換地確定図	
	□戦災復興区画整理図	
	□空中写真	
	□農業委員会の許可書等	
	□基準点成果	
	□その他（　　）	
	□その他（林地台帳）or　森林簿（植栽の事実がある場合）	
作成資料	□森林境界保全図（座標値含む）	
	□現地案内図	
	□集約化構想における構想森林を示した地図	
	□実測図・現況測量図	
	□測量データ（基準点情報含む）	
	□筆界確認書・立会証明書等（　　）	
	□重ね図（　　）	
	□その他（　　）	
その他	□境界標・囲障等の写真	
	□その他（　　）	
	□その他（　　）	

（別表２）

４　対象土地等の現況及び占有・利用状況並びに境界標及び囲障等の設置状況等	
（１）対象土地等の現況、占有・利用状況	
①	②
（空中写真） 撮影年月日　令和〇年〇月〇日 備考	（画像） 撮影年月日　令和〇年〇月〇日 備考

（２）境界標の設置状況				
点名	境界標		設置の経緯及び確認状況	
		□新設 □既存 □復元 □ 入 替 え	設置経緯	
			確認状況	

<table>
<tr><td>遠景</td><td>（現地写真）

撮影年月日　令和〇年〇月〇日
備考</td><td>近景</td><td>（現地写真）

撮影年月日　令和〇年〇月〇日
備考</td></tr>
<tr><td colspan="4">（３）囲障等の設置状況</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置経緯</td><td></td><td>設置経緯</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（画像）

撮影年月日
備考</td><td colspan="2">（画像）

撮影年月日
備考</td></tr>
</table>

（別表３）

<table>
<tr><td colspan="4">５　地域区分・精度区分</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="3">□市街地地域（甲２まで）　□村落・農耕地域（乙１まで）　□山林・原野地域（乙３まで）</td></tr>
<tr><td>地図等の精度区分</td><td colspan="3">□甲１　□甲２　□甲３　□乙１　□乙２　乙３　□なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">６　筆界位置の計測結果</td></tr>
<tr><td colspan="4">基準点測量等</td></tr>
<tr><td>測地系</td><td colspan="3">□世界測地系　□変換パラメータ（　　）　□任意座標（　　）</td></tr>
<tr><td>使用機器</td><td colspan="3">□TS　□GNSS　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">観測方法</td><td colspan="3">□放射　□結合　□閉合　□交会　□単回　□対回　□平均　□その他（）</td></tr>
<tr><td colspan="3">□スタティック　□短縮スタティック　□RTK　□ネットワーク型 RTK　□その他（）</td></tr>
<tr><td>観測日</td><td colspan="3">年　月　日　～　年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">使用した基本三角点等</td><td>点名</td><td>等級・種別</td><td>標識</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助基準点</td><td>点名</td><td>等級・種別</td><td>標識</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">恒久的地物</td><td>点名</td><td>等級・種別</td><td>標識</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

遠景	（画像） 撮影年月日 備考	近景	（画像） 撮影年月日 備考
基本三角点等に基づく測量が出来ない理由			

（別表４）

<table>
<tr><td colspan="3">7　対象土地の所有権登記名義人、関係人等の主張・陳述内容</td></tr>
<tr><td colspan="3">（1）対象土地甲の所有権登記名義人（　　）</td></tr>
<tr><td>聴取の日時
○年○月○日（○）
：</td><td colspan="2">聴取方法　□立会い　□電話　□手紙
：　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>本件筆界</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>根拠</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（2）対象土地乙の所有権登記名義人（　　）</td></tr>
<tr><td>聴取の日時
○年○月○日（○）
：</td><td colspan="2">聴取方法　□立会い　□電話　□手紙
：　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>本件筆界</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>根拠</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（3）関係人：（　　）</td></tr>
<tr><td>聴取の日時
○年○月○日（○）
：</td><td colspan="2">聴取方法　□立会い　□電話　□手紙
：　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>本件筆界</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>根拠</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（4）関係人：（　　）</td></tr>
<tr><td>聴取の日時
○年○月○日（○）
：</td><td colspan="2">聴取方法　□立会い　□電話　□手紙
：　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>本件筆界</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>根拠</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（5）参考人：</td></tr>
<tr><td>聴取の日時　　年　月　日</td><td colspan="2">聴取方法　□立会い　□電話　□手紙</td></tr>
</table>

：　　（○）	：　　□その他（　　）
陳述内容	

（別表５）

８　調査結果の総合的考察	※現地の占有状況、申請人等の陳述内容等に基づき、申請人が主張する筆界線及びその根拠について簡潔に記載

別記様式第 84 号（地域森林計画の樹立／変更の要請（第 48 条））

〇〇線の〇〇地域森林計画への記載に係る要請書

年　月　日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

森林経営管理法第 48 条第 1 項の規定に基づき、下記の資料を添えて、〇〇線の地域森林計画への記載を要請します。

記

１．〇〇地域森林計画の素案
２．参考資料（〇〇集約化構想の図面）

別記様式第 85 号（地域森林計画の樹立／変更をしない場合の通知（第 48 条））

〇〇線の〇〇地域森林計画への記載に係る要請に対する回答

年　月　日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

令和〇年〇日付け〇〇により要請のあった〇〇線について、下記の理由により、〇〇地域森林計画への記載を行わないことと判断したのでお知らせする。

記

〇〇地域森林計画の変更を行わない理由

〇〇

別記様式第 86 号（集約化構想作成の申出（第 50 条））

集約化構想作成申出書

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

〇〇〇〇
（申請者氏名・名称）

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり集約化構想の作成を希望しますので申し出ます。

記

1　申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
住所・所在地	
電話番号	

2　集約化構想の作成を希望する森林

所在・地番	林班・小班	面積（ha）	備考

※集約化構想の作成を希望する森林の位置が分かる地図を添付すること。
※所在、地番、林班、面積などが分からない場合には、記載不要

3．その他参考となるべき事項

（留意事項）
1　本申出書はあくまで市町村に対し集約化構想を作成するよう申出するものであり、集約化構想の作成にいたらないこともあります。

（備考）
1　集約化構想の作成を希望する森林の欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

以上

別記様式第 87 号（集約化構想作成の申出を断る場合の通知（第 50 条））

年　　月　　日

〇〇〇〇殿
（申請者の氏名又は名称）

〇〇市町村長

森林経営管理法第 50 条第 1 項の規定により　　年　　月　　日に申出のあった下記森林について、集約化構想を定めないこととしたので通知する。

記

1　地域経営管理集約化構想を定めないこととした森林

所在・地番	林班・小班	面積（ha）	備考

2　　集約化構想を定めないこととした理由

以上

＜権利集積配分一括計画＞
別記様式第 88 号（権利集積配分一括計画（第 51 条））

権　利　集　積　配　分　一　括　計　画

整理番号	括○	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）
		経営管理実施権を設定する（経営管理権の設定を受ける）市町村（乙）	（名称）	（所在地）

1　個別事項

整理番号	括○	森林所有者番号	所○	経営管理権及び経営管理実施権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理権及び経営管理実施権の始期	経営管理権及び経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理の内容（C）		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢			経営管理権	経営管理実施権	経営管理権	経営管理実施権		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

整理番号	括○	森林所有者番号	所○	経営管理権及び経営管理実施権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（F）			Dを支払うべき時期、相手方及び方法		丙が乙にEを支払うべき時期	備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	乙→甲	丙→甲		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）	住所　（同上）
権利の設定をする市町村（乙）	住所　（同上）
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所　（同上）

（記載注意）

（1）　この個別事項は、経営管理権を設定する者又は経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、それぞれ別葉とすること。
（2）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（3）　間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（4）　森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（5）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該権利集積配分一括計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権及び経営管理実施権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
（6）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。
（7）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

4　所有権の移転に関する事項

（1）各筆明細

整理番号				所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（丙）		（氏名又は名称）	（住所又は所在地）
		森林所有者番号		所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（丁）	土地	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）
					立木竹	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

番号	所有権を移転する土地（G）											所有権の移転の内容（H）				備考
	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	所有権登記の ~~有無~~		森林の土地の境界	利用目的	所有権の移転時期	対価（税込み）	対価の支払方法	
									土地	立木竹						
1																
2																
3																

番号	利用目的に従って行おうとする経営管理（I）			所有権を移転する土地の（丁）以外の権原者等（J）			備考
	経営管理の内容	実施期間		氏名又は名称	住所又は所在地	権原の種類	
1				—	—	—	
2				—	—	—	
3				—	—	—	

この計画に同意する。

所有権の移転を受ける者（丙）　　住所　（同上）

所有権を移転する者（丁）　土地　　住所　（同上）

立木竹　　住所　（同上）

（３）新たに森林の土地の所有者となる者に関する補足事項

全ての（丙）

連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
国内の連絡先※１	氏名又は名称	
	住所又は所在地	〒　　－
	電話番号	
	メールアドレス	
	担当課等	
	（丙）との関係	
国籍等※２	□　日本国籍 □　日本国籍以外　国名等： └ □ うち、永住者又は特別永住者　※３	

（丙）が法人の場合

代表者	代表者の氏名（代表者が法人の場合は法人名）	
	国籍等※２	□　日本国籍 □　日本国籍以外　国名等： └ □ うち、永住者又は特別永住者　※３
役員※４	□　日本国籍の者が役員等の過半を占める □　日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める 国名等： □　上記のいずれにも該当しない　※６	
議決権※５	□　日本国籍の者が議決権等の過半を保有 □　日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を保有 国名等： □　上記のいずれにも該当しない　※６	

※１　（丙）の住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合に記載

※２　法人の場合はその設立に当たつて準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載

※３　日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る）

※４　持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※２と同様

※５　議決権保有者が法人である場合は※２と同様

※６　役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択

別記様式第 89 号（権利移転等を行う場合の市町村への通知（第 51 条第２項第１号へ））

〇〇市町村長　殿

氏名　〇〇〇〇
（森林所有者名）

権利集積配分一括計画（経営管理権・経営管理実施権に関する事項）が定められた下記森林について、権利を設定し、又は移転を行うため、下記のとおり通知する。

記

１　森林の所在等

所在・地番	地目	面積（ha）

２　権利の設定又は移転を予定している相手方

フリガナ	
氏名又は名称	
住　所	〒
電話番号	

３　権利の設定又は移転を予定している時期

４　設定又は移転を予定している権利の種類及び内容

５　その他参考となるべき事項

以上

別記様式第 90 号－①（権利集積配分一括計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例））（法第 51 条第２項第１号に定める事項に係る部分）

確　認　書

下記の事項について確認しました。

記

１．権利集積配分一括計画が定められた後、構想適合事業者に経営管理実施権が設定され、当該構想適合事業者が経営管理を実施すること。

２．当該構想適合事業者が経営管理を実施する場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等に要する経費を控除してなお利益がある場合、当該構想適合事業者から金銭が支払われること。

３．権利集積配分一括計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。

４．権利集積配分一括計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、当該構想適合事業者と〇〇市町村は責任を負わないこと。

５．権利集積配分一括計画が定められる場合に、〇〇市町村及び林業経営者の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。

６．当該構想適合事業者の倒産等により経営管理実施権を解除せざるを得なくなった場合には、市町村が経営管理権で定められた内容の経営管理を行う可能性があること。

７．権利集積配分一括計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、〇〇市町村にその旨を通知しなければならないこと。

８．その他権利集積配分一括計画の記載事項について。

年　　月　　日

氏名　　〇〇〇〇

別記様式第 90 号－②（権利集積配分一括計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例））（法第 51 条第４項に定める事項に係る部分）

確　認　書

下記の事項について確認しました。

記

１．権利集積配分一括計画が定められた後、当該計画に定めるところにより、構想適合事業者に所有権が移転すること。

２．対価の支払い方法に記載の時期までに、所有権を移転する土地の対価が支払われること。

３．権利集積配分一括計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。

４．所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権の移転時期までに当該権利を消滅させ、その登記を抹消しておくこと。

５．所有権を移転する土地に構想適合事業者が所有権を行使するにあたり障害となるものがあれば、構想適合事業者の指示により所有権の移転時期までに障害を取り除くこと。

６．所有権を移転する土地に係る固定資産税等は、その所有権の移転時期の属する年度については、負担すること。

【嘱託登記による場合】

７．権利集積配分一括計画による所有権の移転の登記が、市町村の嘱託により行われる場合は、これに協力すること。なお、森林経営管理法による不動産登記に関する政令に基づき市町村が嘱託することができない登記については、不動産登記法に基づき関係者と協議の上、登記すること。

８．７．において要する経費のうち、所有権の移転登記に要する経費以外の経費の負担については、構想適合事業者と協議して決めること。

【当事者自身で登記手続を行う場合】

７．権利集積配分一括計画による所有権の移転の登記は、構想適合事業者と共同で行うこと。ただし、当該森林の土地について相続、贈与、売買等を原因として所有権の移転があったにも関わらず、当該移転について登記をしていない場合等は、不動産登記法に基づき関係者と協議の上、登記すること。

８．相続登記に要する経費等その他の経費の負担については、構想適合事業者と協議して決めること。

９．その他権利集積配分一括計画の記載事項について。

年　　月　　日

氏名　　〇〇〇〇

別記様式第 91 号（権利集積配分一括計画に関する備考）

年月日	項目	森林の所在・地番 （林班・小班）	森林所有者の 氏名又は名称	詳細

（記載要領）

１．権利集積配分一括計画に記載された森林所有者が変更となった場合は、年月日に「変更になった年月日」を、項目に「名義変更」等、詳細に「〇〇から△△に森林所有者が変更」等と記載すること。

別記様式第 92 号（経営管理の状況等に関する報告書（（法第 52 条第 1 項の規定によりみなして適用する同法第 39 条））

年　　月　　日

〇〇〇〇殿
（林業経営者名）

〇〇市町村長

経営管理実施権が設定された森林における経営管理の状況等の報告について

下記森林について、〇年〇月〇日までに下記の事項について報告すること。

記

1　森林の所在等

整理番号	所在・地番	地目	面積（ha）
括〇			

2　当該森林の経営管理（伐採、造林、保育等）の実施状況

3　販売収益から留保している再造林・保育に要する経費の状況
（森林所有者ごとに記載する）

4　林業経営者の経営状況

5　その他必要な事項

以上

別記様式第 93 号（権利集積配分一括計画を定めた際に行う公告（第 52 条））

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第 51 条第１項の規定により権利集積配分一括計画を定めたため、同法第 52 条第１項の規定により公告する。

なお、定めた権利集積配分一括計画については、下記場所において公開する。

年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　権利集積配分一括計画の対象森林

経営管理権及び経営管理実施権

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	経営管理権の存続期間	経営管理実施権の存続期間	備考
括〇							

【所有権の移転】

【整理番号】	【所在・地番】	【林班・小班】	【地目】	【面積（ha）】	【利用目的】	【所有権の移転時期】	【備考】
括〇							

２　経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者

フリガナ	
氏名又は名称	
住　所	〒
電話番号	

３　公開場所　　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）

４　本公告により、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、市町村に経営管理権が、２の構想適合事業者に経営管理実施権が設定される。

【５　本公告をもって権利集積配分一括計画の定めるところにより、森林所有者から２の構想適合事業者に所有権が移転される。】

以上

（記載要領）

１　所有権を移転する対象森林がない場合は、【】の記載を削除する。

＜権利集積配分一括計画の取消し＞
別記様式第 94 号（計画を取り消した際の公告（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第９条））

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた経営管理権の集積に関する事項を取り消したため、森林経営管理法第９条の規定により公告する。

年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消した理由

（教示）
１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項の部分を記載すること。

別記様式第 95 号（計画を取り消した際の通知（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第９条））

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた
経営管理権の集積に関する事項を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（関係権利者名）

〇〇市町村長

年　　月　　日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた経営管理権の集積に関する事項を取り消したため通知する。

記

１　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消した理由

（教示）

１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

１　森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた事項に係る内容を記載すること。

別記様式第 96 号（計画を取り消す際の通知（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第９条））

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた
経営管理権の集積に関する事項を取り消す旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（林業経営者名）

〇〇市町村長

年　　月　　日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた経営管理権の集積に関する事項を取り消すこととしたため、通知する。

記

１　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消す森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消す理由

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消す権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた事項に係る内容を記載すること。

別記様式第 97 号（双方の合意によって計画を取り消した際の公告）

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた経営管理権の集積に関する事項について、関係権利者の同意により取り消したため、公告する。

年　　月　　日

〇〇市町村長

記

１　権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した権利集積配分一括計画（整理番号：括〇）のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた経営管理権の集積に関する事項の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該権利集積配分一括計画については、以下の場所において公開する。
　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項の部分を記載すること。
２　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。
３　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄に「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

別記様式第 98 号（双方の合意によって計画を取り消した際の通知）

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた
経営管理権の集積に関する事項を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（関係権利者名）

〇〇市町村長

年　　月　　日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた経営管理権の集積に関する事項を取り消したため通知する。

記

１　権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消した理由

【３　〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した権利集積配分一括計画（整理番号：括〇）のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた経営管理権の集積に関する事項の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該権利集積配分一括計画については、以下の場所において公開する。
〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項の部分を記載すること。
２　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。
３　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄に「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

別記様式第 99 号（権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消すことについての同意確認書（模範例））

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた
経営管理権の集積に関する事項の取消しに関する同意確認書

私は、下記森林に関して定められた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた経営管理権の集積に関する事項について、下記の理由により、△△市が取り消すことに同意します。

記

１　権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消す森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第１号で定めた事項を取り消す理由〉

（例１）上記森林について、今後は森林所有者である私が自ら適切な経営管理を行うため。

（例２）令和×年×月×日に発生した林野火災により、上記森林に大きな被害が生じ、計画で定めた経営管理の内容の実施が困難となったため。

【〈補足〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した権利集積配分一括計画（整理番号：括〇）のうち森林経営管理法第 51 条第２項第１号で定めた経営管理権の集積に関する事項の一部を取り消すものであり、この一部取消し後の当該権利集積配分一括計画については、なお効力を有することを理解しました。】

年　　月　　日

氏名　　〇〇〇〇

（記載要領）

１　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。

２　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄に「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

別記様式第100号（計画を取り消した際の公告（法第52条第１項の規定によりみなして適用する同法第41条））

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第51条第２項第２号で定めた経営管理実施権の設定に関する事項を取り消したため、森林経営管理法第41条の規定により公告する。

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

１　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第51条第２項第２号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第51条第２項第２号で定めた事項を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した権利集積配分一括計画（整理番号：括〇）のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該権利集積配分一括計画については、以下の場所において公開する。
〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

（教示）

１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

１　森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち第51条第２項第２号で定めた事項の部分を記載すること。

２　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 101 号（計画を取り消した際の通知（法第 52 条第１項の規定によりみなして適用する同法第 41 条））

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた
経営管理実施権の設定に関する事項を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（森林所有者名又は林業経営者名）

〇〇市町村長

年　　月　　日に、下記森林に関して定められた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた経営管理実施権の設定に関する事項を取り消したため通知する。

記

１　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した権利集積配分一括計画（整理番号：括〇）のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該権利集積配分一括計画については、以下の場所において公開する。
〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

（教示）

１ この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

１　森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第２号で定めた事項の部分を記載すること。

２　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 102 号（双方の合意によって計画を取り消した際の公告）

公　　告

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた経営管理実施権の設定に関する事項について、林業経営者の同意により取り消したため、公告する。

年　　月　　日
〇〇市町村長

記

１　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した権利集積配分一括計画（整理番号：括〇）のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該権利集積配分一括計画については、以下の場所において公開する。
　　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第２号で定めた事項の部分を記載すること。
２　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。
３　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄に「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

別記様式第 103 号（双方の合意によって計画を取り消した際の通知）

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた
経営管理実施権の設定に関する事項を取り消した旨の通知書

年　　月　　日

〇〇〇〇　殿
（森林所有者名又は林業経営者名）

〇〇市町村長

　　年　　月　　日に、下記森林に関して定められた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた経営管理実施権の設定に関する事項を取り消したため通知する。

記

１　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消した理由

【〈参考〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した権利集積配分一括計画（整理番号：括〇）のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項の一部を取り消したものであり、この一部取消し後の当該権利集積配分一括計画については、以下の場所において公開する。
　〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）　】

以上

（記載要領）
１　森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第２号で定めた事項の部分を記載すること。
２　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。
３　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄に「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

別記様式第 104 号（権利集積配分一括計画のうち第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消すことについての同意確認書（模範例））

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた
経営管理実施権の配分に関する事項の取消しに関する同意確認書

私は、下記森林に関して定められた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた経営管理実施権の配分に関する事項について、下記の理由により、△△市が取り消すことに同意します。

記

１　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消す森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積（ha）	備考
括〇					

２　権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた事項を取り消す理由

（例１）上記森林について、県道建設のため県による収用が行われることとなり、計画で定めた経営管理の内容の実施が困難となったため。

（例２）令和×年×月×日に発生した林野火災により、上記森林に大きな被害が生じ、計画で定めた経営管理の内容の実施が困難となったため。

【〈補足〉　この取消しは、令和×年×月×日付け△△市公告第◇号で公告した権利集積配分一括計画（整理番号：括〇）のうち森林経営管理法第 51 条第２項第２号で定めた経営管理権の集積に関する事項の一部を取り消すものであり、この一部取消し後の当該権利集積配分一括計画については、なお効力を有することを理解しました。】

年　　月　　日

氏名　　〇〇〇〇

（記載要領）

１　全部取消しの場合は、【】内の記載を削除し、一部取消しの場合は、【】内の記載とすること。

２　一部取消しの場合のうち、筆単位と異なる範囲の森林について取り消す場合にあっては、１の備考欄に「別紙地図の範囲のとおり」と記載し、その範囲を示す地図を添付すること。

＜権利集積配分一括計画の特例等＞
別記様式第105号（嘱託による登記の請求書（第54条））（表紙）

登　記　嘱　託　請　求　書

森林経営管理法第52条第３項の規定により、令和　年　月　日に所有権を取得した後記不動産につき、次に掲げる書面を添えて所有権の移転の登記を嘱託することを請求する。

令和　　年　　月　　日
請　求　者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（印）

＿＿市町村　　市町村長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

一　不動産の表示

土地の表示						課税価額（固定資産税評価額）
何　郡　何　町						
不動産番号	大字	字	地番	地目	地積㎡	

二　添付書類
ア　登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（印鑑登録証明書添付）
イ　所有権を取得した者の住所を証する情報
ウ　収入印紙（又は納付に係る領収証書）
（必要に応じ、相続その他の一般承継があったことを証する情報、地積測量図、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更（更生）を証する情報等）

別記様式第106号（森林登記令第２条　所有権の移転の登記）（表紙）

登　記　嘱　託　書

登記の目的　所有権移転
原　　因　別紙記載のとおり
権　利　者　住所（会社・法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）
　　氏名（会社・法人の場合は商号又は名称）
　　（会社法人等番号123456789012※）
　　（※会社法人等番号を有する法人の場合）
義　務　者　別紙記載のとおり
添付書類　ア　権利集積配分一括計画の全部の写し
　　イ　森林経営管理法第52条第１項の規定による公告があったことを証する情報
　　ウ　登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（印鑑登録証明書添付）
　　エ　所有権を取得した者の住所を証する情報
課税価額　金　　円
登録免許税　金　　円

令和　　年　　月　　日嘱託
（地方）法務局　　出張所（支局）

嘱託者　　市町村　　市町村長　　（印）

（別紙）

土地の表示				登記原因及びその日付	登記義務者	課税価額
何　郡　何　町						
不　動　産　番　号						
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡			
						金　　円
不　動　産　番　号						
						金　　円

別記様式第 107 号（森林登記令第３条　登記義務者の承諾書）

承　　諾　　書

森林経営管理法第 52 条第３項の規定により、令和　年　月　日に所有権を移転した後記不動産につき所有権の移転の登記を嘱託することを承諾する。

令和　　年　　月　　日

承　諾　者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　　何某　　（印）

市町村名　　市町村長　　殿

不動産の表示

土地の表示						課税価額（固定資産税評価額）
何　郡　何　町						
不動産番号	大字	字	地番	地目	地積㎡	

（注）承諾者は、承諾書を書面で提出する場合、承諾者欄に押印の上、印鑑登録証明書を添付し、また、電磁的記録により提出する場合、電子署名の上、電子証明書を併せて送信すること。

別記様式第 108 号（森林登記令第５条第１号　土地の表示に関する登記事項の変更又は更正の登記）（表紙）

登　記　嘱　託　書

登記の目的　土地の表示に関する登記事項の変更（更正）
所　有　者　（被代位者）別紙記載のとおり
代　位　者　（市町村名）
代 位 原 因　森林経営管理法による不動産登記に関する政令第５条
添 付 書 類　ア　代位原因を証する情報
（ア）権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し
（イ）森林経営管理法第 52 条第１項の規定による公告があったことを証する情報
（イ　地積測量図）
（ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報）
ただし、アについては後件添付
登録免許税　非課税（登録免許税法第５条第１号）

令和　　年　　月　　日嘱託
（地方）法務局　　出張所（支局）

嘱託者　　市町村　　市町村長　　（印）

（別紙）

土地の表示				登記原因及びその日付	所有者
何　郡　何　町					
不　動　産　番　号					
丁目・大字・字	①地番	②地目	③地積㎡		
不　動　産　番　号					

別記様式第 109 号（森林登記令第５条第２号　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記）（表紙）

登　記　嘱　託　書

登記の目的　所有権登記名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更（更正）
（順位番号別紙記載のとおり）
原　　因　別紙記載のとおり
所　有　者　（被代位者）別紙記載のとおり
代　位　者　（市町村名）
代位原因　森林経営管理法による不動産登記に関する政令第５条
添付書類　ア　代位原因を証する情報
（ア）権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し
（イ）森林経営管理法第 52 条第１項の規定による公告があったことを証する情報
イ　変更（更正）を証する情報
（ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報）
ただし、アについては後件添付
登録免許税　非課税（登録免許税法第５条第１号）

令和　　年　　月　　日嘱託
（地方）法務局　　出張所（支局）

嘱託者　　市町村　　市町村長　　（印）

（別紙）

土地の表示				順位番号	登記原因及びその日付	変更（更正）後の事項	所有者
何郡何町							
不動産番号							
丁目・大字・字	地番	旭	地積㎡				
不動産番号							

別記様式第 110 号（森林登記令第５条第３号　所有権の保存の登記）（表紙）

登　記　嘱　託　書

登記の目的　所有権保存
所　有　者　（被代位者）別紙記載のとおり
代　位　者　（市町村名）
代位原因　森林経営管理法による不動産登記に関する政令第５条
添付書類　ア　代位原因を証する情報
（ア）権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し
（イ）森林経営管理法第 52 条第１項の規定による公告があったことを証する情報
イ　所有権を取得した者の住所を証する情報
ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報
ただし、アについては後件添付
登録免許税　非課税（登録免許税法第５条第１号）

令和　　年　　月　　日嘱託
地方法務局　　出張所（支局）

嘱託者　　市町村　　市町村長　　(印)

（別紙）

土地の表示				所　有　者	
何　郡　何　町					
不　動　産　番　号					
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡		
不　動　産　番　号					

別記様式第111号（森林登記令第５条第４号　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記）（表紙）

登　記　嘱　託　書

登記の目的　所有権移転
原　　因　別紙記載のとおり
所　有　者　（被代位者）別紙記載のとおり
代　位　者　（市町村名）
代位原因　森林経営管理法による不動産登記に関する政令第５条
添付書類　ア　代位原因を証する情報
（ア）権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し
（イ）森林経営管理法第52条第１項の規定による公告があったことを証する情報
イ　所有権を取得した者の住所を証する情報
ウ　相続その他の一般承継があったことを証する情報
ただし、アについては後件添付
登録免許税　非課税（登録免許税法第５条第１号）

令和　　年　　月　　日嘱託
地方法務局　　出張所（支局）

嘱託者　　市町村　　市町村長　　(印)

（別紙）

土地の表示				登記原因及びその日付	所　有　者	
何　郡　何　町						
不　動　産　番　号	1234567890123					
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡			

別記様式第 112 号（所有権の移転を受けた森林の立木竹及び土地について、利用目的に従っていないと認める場合の勧告（第 56 条））

勧告書

年　　月　　日

〇〇〇〇殿
（勧告の対象となる者の氏名又は名称）

〇〇市町村長

森林経営管理法第 56 条の規定により、下記の通り、権利集積配分一括計画により所有権移転を受けた森林について、当該計画により定められた利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告する。

記

１　勧告の対象となる森林

所在・地番	林班・小班	面積（ha）	備考

２　勧告の対象となる権利集積配分一括計画

３　勧告の理由

以上